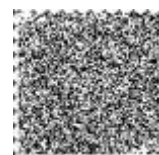


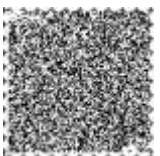
第7期久留米市障害福祉計画

第3期久留米市障害児福祉計画

令和6年度（2024年度）～ 令和8年度（2026年度）

令和6年（2024年）3月
久留米市





目次

第1部 計画の策定にあたって 1

- 1. 計画策定の趣旨.....1
- 2. 計画の位置づけ.....1
- 3. 第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画の特徴.....2
- 4. 計画期間.....2

第2部 令和8年度（2026年度）に 向けた目標の設定 3

第1章 成果目標について 3

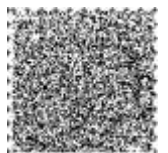
- 1. 福祉施設入所者の地域生活への移行.....3
- 2. 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築.....4
- 3. 地域生活支援の充実.....5
- 4. 福祉施設から一般就労への移行等.....6
- 5. 障害児支援の提供体制の整備等.....7
- 6. 相談支援体制の充実・強化9
- 7. 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築10
- 8. インフォーマルな活動の促進と重層的支援の推進10

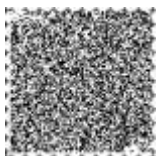
第2章 活動指標について 11

- 1. 指定障害福祉サービス等・指定障害児通所支援等11
 - (1) サービスの概要11
 - (2) 前期計画期間中の実績14
 - (3) 各サービスの現状と見込み16
- 2. 地域生活支援事業28
 - (1) サービスの概要28
 - (2) 前期計画期間中の実績31
 - (3) 各サービスの現状と見込み32

第3部 計画の進行管理 41

- 1. PDCAサイクルの導入41
- 2. 本市における進行管理41





第1部 計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

本市においては、障害のある方の地域生活を支援するため、令和2年度に「第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画」を策定し、サービス基盤の整備等、施策を推進してきました。

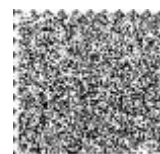
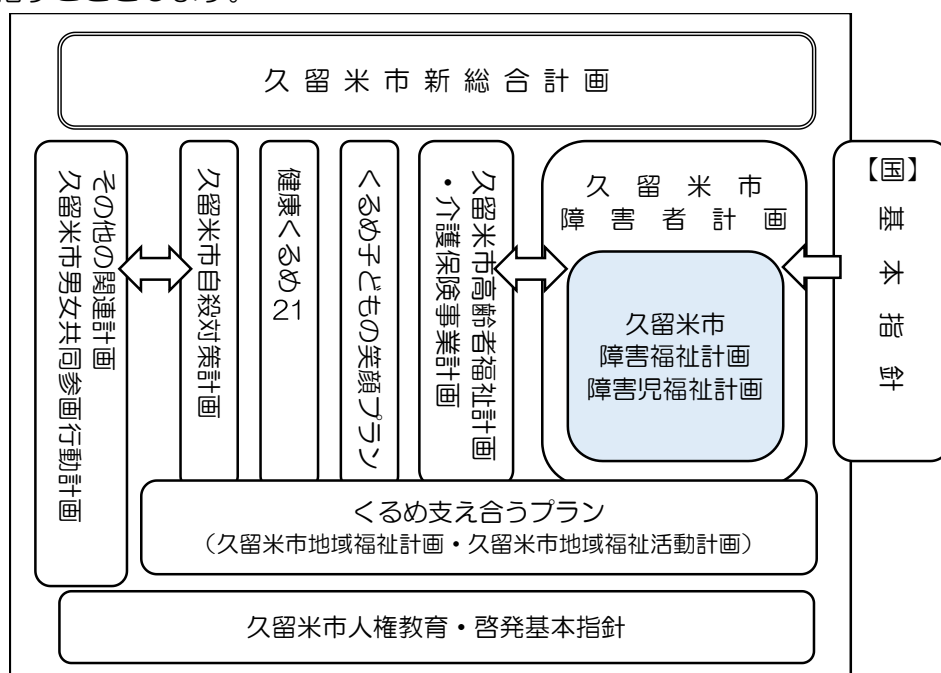
令和5年度はこの計画の最終年度となることから、数値目標の達成状況等を踏まえ、令和6年度から8年度を計画期間とする具体的な障害福祉サービス等の見込み量を設定し、サービス提供体制の一層の充実を図るため、「第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画（3カ年）」を策定します。

2. 計画の位置づけ

本市では、令和6年度を始期とする「第4期障害者計画」を策定します。この計画は、障害者基本法によって策定が義務づけられており、市町村における障害者福祉施策の基本方針（マスタープラン）にあたるものです。

一方、「障害福祉計画・障害児福祉計画」は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、「障害者総合支援法」という。）及び児童福祉法によって策定が義務づけられた、自立支援給付及び地域生活支援事業に関する実施計画（アクションプラン）的な性質の計画です。

このため、今回策定する「第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画」においては、この第4期障害者計画の基本理念「誰もが個人の尊厳が守られ支えあいながら安心して暮らし続けられるまちの実現に向けて」を踏まえ、「障害者も地域の主体として、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに支え合いながら創っていく」という地域共生社会を目指すこととします。



3. 第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画の特徴

障害福祉計画・障害児福祉計画は、厚生労働大臣が示す「基本指針」に則して策定することとされています。

第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画に係る基本指針は、厚生労働省の社会保障審議会障害者部会で見直しの議論が重ねられ、令和5年5月19日に告示されました。

基本指針見直しの主な事項として、「入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援」、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」、「福祉施設から一般就労への移行等」、「障害児のサービス提供体制の計画的な構築」、「発達障害者等支援の一層の充実」、「地域における相談支援体制の充実強化」、「障害者等に対する虐待の防止」、「障害者による情報の取得利用・意思疎通の推進」などが示されています。

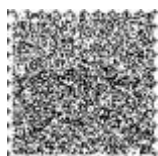
これらの特徴を踏まえつつ、本市の実情を踏まえた目標設定を行います。

4. 計画期間

障害福祉計画・障害児福祉計画の期間は、厚生労働大臣が示す基本指針において規定されています。

本計画は、同指針に基づき、令和6年度（2024年度）から令和8年度（2026年度）までの3年間とします。

H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029
障害者計画 (第3期計画) 【H30-R5】						障害者計画 (第4期計画) 【R6-R11】					
障害福祉計画 (第5期計画) 障害児福祉計画 (第1期計画) 【H30-R2】		障害福祉計画 (第6期計画) 障害児福祉計画 (第2期計画) 【R3-R5】		障害福祉計画 (第7期計画) 障害児福祉計画 (第3期計画) 【R6-R8】		障害福祉計画 (第8期計画) 障害児福祉計画 (第4期計画) 【R9-R11】					



第2部 令和8年度（2026年度）に向けた目標の設定

第1章 成果目標について

計画期間の取り組みの達成度を評価するため、成果目標を設定します。障害者の自立支援の観点から、地域移行や就労支援といった課題に対応するため、国の指針を参考とし、以下のとおり成果目標を定めます。

1. 福祉施設入所者の地域生活への移行

国の基本指針			
①令和8年度末時点で、令和4年度末時点の福祉施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することを基本とする。			
②令和8年度末時点で、令和4年度末時点の福祉施設入所者数から5%以上削減することを基本とする。			
久留米市の目標			
①令和8年度（2026年度）までに、令和4年度（2022年度）末の施設入所者数のうち、地域生活へ移行する人数を23人とします。			
②令和8年度（2026年度）末の施設入所者数を、令和4年度（2022年度）末の施設入所者数から19人減少することを目指します。			
項目		数値	考え方
R4年度(2022年度)末時点の入所者数	A	377人	R4年度(2022年度)末の実績
R8年度(2026年度)末の入所者数	B	358人	R8年度(2026年度)末の見込数
【目標値】地域生活移行者	C	23人	施設入所から地域生活へ移行する者の数
		6%	$A \times 6 / 100$
【目標値】削減見込み	D	19人	Aから削減する人数
		5%	$A \times 5 / 100$
<p>■地域生活を希望する障害者が、地域でくらすことができるよう、地域移行支援サービス等の利用促進、基幹相談支援センターや地域生活支援拠点等と連携して居宅生活に向けた支援の充実を図ります。</p>			

※「地域生活への移行」とは、福祉施設に入所している障害者が、グループホーム、一般住宅等へ移行することをいいます。



2. 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

国の基本指針

- ①精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域での平均生活日数については、平成30年度に上位10%の都道府県が達成している値、325.3日以上とすることを基本とする。
- ②令和8年度の全国の精神病床における1年以上長期入院患者数（65歳以上、65歳未満）の目標値については、令和2年度と比べて約3.3万人の減少を目指すこととする。
- ③精神病床における退院率については、平成30年度に上位10%の都道府県が達成している値、3ヶ月時点68.9%以上、6ヶ月時点84.5%以上、1年時点91.0%以上とすることを基本とする。

久留米市の目標

国の基本方針は、都道府県を実施主体として推進が求められる方針となっている。

本市においては、精神障害者の地域移行支援・地域定着支援・共同生活援助・自立生活援助・自立訓練(生活訓練)を活動指標に設定し推進することで、都道府県の成果目標の達成に資するとする。

加えて、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの協議の場の活性化に向けた取り組みが必要であり、以下の事項について、活動指標として設定する。

- ・開催回数、参加者数、協議の場における目標設定および評価の実施回数。

【保健、医療、福祉関係者による協議の場】

*「障害者地域生活支援協議会（地域包括ケアシステム検討部会）」および「精神保健福祉関係機関連絡会議」

(1) 開催回数

*協議内容によって、年間1～3回開催予定

(2) 参加数

*委嘱する委員数に基づく

*障害者地域生活支援協議会（地域包括ケアシステム検討部会）には当事者又はその家族の参加を求める。

(3) 目標設定

*「障害者地域生活支援協議会（地域包括ケアシステム検討部会）」と「精神保健福祉関係機関連絡会議」が連携し、「地域包括ケアシステム」についての研究、検討を行い、精神障害者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができる体制づくりについて協議を行うこと

*具体的には、精神科医療機関における入院患者の地域移行等の課題を調査・分析し、住まいの確保や退院後の医療等継続支援、関係者に対する研修の実施など、必要な取り組みを検討し、優先順位をつけて実施する。

(4) 評価の実施回数

*年間1回



3. 地域生活支援の充実

国の基本指針

- ①令和 8 年度末までの間、各市町村（複数市町村による共同整備も含む）において地域生活支援拠点等を整備するとともに、その機能の充実のため、コーディネーターを配置することにより効果的な支援体制の構築を進め、また年 1 回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討することを基本とする。
- ②令和 8 年度末までに、強度行動障害を有する者に関して、各市町村又は圏域において、支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めることを基本とする。

久留米市の目標

- ①-1 地域生活支援拠点等の整備：設置済
 - *障害児・者の在宅生活を支援するため、拠点に求められる機能（相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会場の場、専門の人材の確保・育成、地域の体制づくり）を、相談支援事業所を中心とした指定障害福祉サービス事業所等との協力やコーディネーターの配置等により確保します。
- ①-2 運用状況の検証及び検討
 - *障害者地域生活支援協議会 全体会
拠点の運用については、障害者地域生活支援協議会 全体会において、前年度の実施報告を行い、同部会において協議します。同部会の評価・意見については次年度以降の運用に反映できるように努め、拠点機能の改善や強化を行っていきます。
- ② 強度行動障害を有する人への支援体制の整備：無し
 - *地域生活支援協議会の活用や、当事者及び支援団体等との連携も視野に入れ、今後、体制整備に向け検討を行います。



4. 福祉施設から一般就労への移行等

国の基本指針				
<p>①一般就労への移行者を令和3年度実績の1.28倍以上とする。 うち 就労移行支援事業所を通じた移行者数：1.31倍以上 就労継続支援 A 型を通じた移行者数：1.29倍以上 就労継続支援 B 型を通じた移行者数：1.28倍以上</p> <p>②就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を全体の5割以上とする。</p> <p>③就労定着支援事業所の利用者数を令和3年度実績の1.41倍以上とする。</p> <p>④就労定着支援事業所ごとの就労定着率：就労7割以上の事業所を全体の2割5分以上と設定。</p>				
久留米市の目標				
<p>①R8年度（2026年度）の福祉施設からの一般就労者数を年間101人とします。 ＊内訳は下表のとおり</p> <p>②R8年度（2026年度）における就労支援事業所等を通じて一般就労する者のうち、7割の方が就労定着支援事業所を利用することを目指します。</p> <p>③R8年度（2026年度）において、就労定着率7割以上の就労定着支援事業所を全体の2割5分以上になることを目指します。</p>				
項目		数値	考え方	
R3年度(2021年度)の一般就労への移行実績	A1	79人	R3年度(2021年度)の実績	
	A2	47人	R3年度(2021年度)の実績 就労移行支援事業所を通じた数	
	A3	29人	R3年度(2021年度)の実績 就労継続支援 A 型事業所を通じた数	
	A4	3人	R3年度(2021年度)の実績 就労継続支援 B 型事業所を通じた数	
R3年度(2021年度)の就労定着支援利用者の実績		A5	663人	R3年度(2021年度)の実績
R8年度(2026年度)中の一般就労への移行者数	B1	101人	R8年度(2026年度)の目標 (A1の1.28倍以上)	
	B2	62人	R8年度(2026年度)の目標 (A2の1.31倍以上)	
	B3	38人	R8年度(2026年度)の目標 (A3の1.29倍以上)	
	B4	4人	R8年度(2026年度)の目標 (A4の1.28倍以上)	
R8年度(2026年度)末における就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労への移行者の割合が5割以上である事業所の割合		C	5割以上	R8年度(2026年度)の目標 一般就労への移行者の割合が5割以上の事業所割合
R8年度(2026年度)中の就労定着支援事業所利用者		D	934人	R8年度(2026年度)の目標 (A5の1.41倍以上)
R8年度(2026年度)末における就労定着支援事業による職場定着率7割以上の事業所の割合		E	2割5分以上	R8年度(2026年度)の目標 事業評価時点の就労定着支援事業所数における定着率7割以上の事業所割合
<p>■事業所への集団指導や障害者地域生活支援協議会と連携した勉強会等の実施により、一般就労の促進について情報共有を行います。</p> <p>■就労移行支援事業所、就労継続支援事業所と就労定着支援事業所等関係機関との連携により、福祉的就労から一般就労に移行した障害者の職場定着を図ります。</p>				

※「一般就労者」とは、福祉施設から一般企業に就労した者、在宅就労した者、自ら起業した者をいいます。

5. 障害児支援の提供体制の整備等

国の基本指針

- ①児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築を目指すため、令和8年度末までに、児童発達支援センターを各市町村又は各圏域に少なくとも1カ所以上設置することを基本とする。
- ②障害児の地域社会への参加・包容を推進するため、各市町村又は各圏域に設置された児童発達支援センターや地域の障害児通所支援事業所等が保育所等訪問支援等を活用しながら、令和8年度末までに、全ての市町村において、障害児の地域社会への参加・包容を推進する体制を構築することを基本とする。
- ③令和8年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村又は圏域に少なくとも1カ所以上確保することを基本とする。
- ④令和8年度末までに、各都道府県は医療的ケア児支援センターを設置し、医療的ケア児等の支援を総合調整するコーディネーターを配置すること、各都道府県、各圏域又は各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、各市町村において医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。

久留米市の目標

- ①児童発達支援センター 確保済（2カ所）
*児童発達支援センターは、施設の有する専門機能を活かし、地域の障害児やその家族からの相談対応や、障害児を預かる施設への援助・助言を合わせて行うなど、地域の中核的な療育支援施設。
- ②障害児の地域社会への参加・包容を推進する体制 無し
*保育所等訪問支援事業所は、児童発達支援センター及び児童発達支援を実施する法人が設置しているのが現状。保育所等訪問支援の活用を、当事者団体及び支援団体、事業者などと共有し推進できる体制について検討する。
*保育所等訪問支援事業所 13カ所
- ③主に重症心身障害児を支援する事業所 確保済
(児童発達支援事業所5カ所、放課後等デイサービス事業所8カ所)

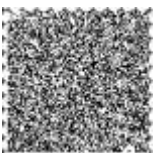


④-1 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場 設置済

	重症心身障害児・者地域生活支援事業 連携会議	障害者地域生活支援協議会 重心分科会
【目的】	医療的ケアが必要な方を含む重症心身障害児・者及びその家族に対して、医療・福祉の両面に通じたコーディネーターを核とした相談支援体制の構築をはじめ、地域課題の解決に向けた様々な施策の検討や社会資源等の開発、個別事例対応の検討等を踏まえた関係機関による情報共有や連携を行い、重症心身障害児・者及びその家族の地域生活の支援を図る。	重症心身障害児・者や医療的ケア等が必要な障害児・者及びその家族に対して、福祉、医療又は教育に関連する関係機関が相互に連携を図ることにより、地域における重症心身障害児・者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、地域の実情に応じた体制整備を図る。
【構成】	市内の総合病院及び訪問看護事業所の職員（看護師）、相談支援専門員、障害福祉サービス事業所職員、学校、行政 等	重症心身障害児・者地域生活支援協議会連携会議の構成員、障害者基幹相談支援センター、行政 等

④-2 医療的ケア児等に関するコーディネーター 設置済

■①～④についてすでに確保・設置済みですが、各機関の機能充実と関係機関との連携強化等により障害児に係る多様なニーズに対応する体制の強化・充実を図ります。



6. 相談支援体制の充実・強化

国の基本指針

①令和8年度末までに、各市町村において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置（複数市町村による共同設置可）するとともに、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保する。また、協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保する。

久留米市の目標

①相談支援体制の充実・強化に向けた体制確保 確保済

＊基幹相談支援センター、指定相談支援事業所、高齢や子ども、生活困窮などの相談支援機関及び地域の相談機関等との連携を図ることで、多様なニーズに対応する相談支援体制の充実・強化を図っていきます。

(1) 障害者基幹相談支援センター 設置済（4カ所）

【目的】

市内に居住し、地域における生活支援を必要とする障害児・者及びその家族に対し、福祉サービスの利用援助、社会資源の活用や社会生活力を高めるための支援、ピアカウンセリング、介護相談及び情報の提供等を総合的に行うことにより、障害児・者およびその家族等の地域における生活を支援し、自立と社会参加の促進を図る。

【取り組み】

委託相談支援（当事者・家族等を対象） ⇒障害者本人や家族等を対象に、様々な相談を受け付け、問題の解決を図る	基幹相談支援（事業者を対象） ⇒指定相談支援事業所への支援や地域づくりへの取組を実施
1. 総合的・専門的な相談支援 2. 権利擁護・虐待の防止 3. その他 ・当事者の方への支援（情報提供、研修等） ・住宅入居等支援事業 など	1. 指定相談支援事業者等に対する指導、助言 2. サービス等利用計画等作成の推進 3. 地域移行・地域定着の促進の取組 4. 地域づくりへの取組 5. 地域生活支援協議会運営（事務局） 6. その他 ・地域の相談機関（民生委員等）との連携強化の取組 など

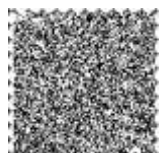
(2) 障害者地域生活支援協議会 相談分科会の運営

【目的】

市内の指定相談支援事業所及び関係者が相互に連携を図ることで、地域における社会資源の改善・開発、職員の資質向上やネットワークの構築を行い、相談支援体制の充実強化を図る。

【構成】

市内指定相談支援事業所、障害者基幹相談支援センター、行政 等



7. 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

国の基本指針

- ①令和8年度末までに都道府県や市町村において、サービスの質の向上を図るための取組に係る体制を構築する。

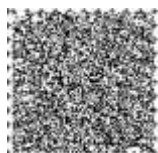
久留米市の目標

- ①利用者にとって必要とされるサービス提供が行えるように、市の障害福祉職員が以下の取組を行います。
- (1) 障害福祉サービス等に係る各種研修の活用
 - *県が実施する市町村向けの障害福祉サービスに係る各種研修等に参加する。
 - (2) 指導監査結果の関係市町村との共有
 - *指定障害福祉サービス事業所及び指定障害児通所支援事業所等に対する指導監査の適正な実施とその結果を、県や他市と連携し共有します。

8. インフォーマルな活動の促進と重層的支援の推進

久留米市の目標

- ①障害者地域生活支援協議会施策推進部会
障害者地域生活支援協議会の施策推進部会（5分科会）において、地域課題の把握、情報収集を行い、インフォーマルな活動の促進を行います。
施策推進部会（5分科会）
おとな分科会、こども分科会、当事者分科会、重心分科会、相談分科会
- ②重層的支援会議・支援会議
重層的支援体制整備事業の重層的支援会議・支援会議における個別ケースの検討や地域課題の共有を通じて、インフォーマルな活動とも重なりながら、包括的な支援体制の構築に取り組みます。



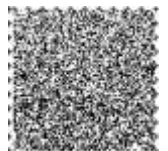
第2章 活動指標について

成果目標を実現するための活動指標として、障害福祉サービス、相談支援、障害児通所支援、障害児相談支援、地域生活支援事業等の必要量の見込み及びその確保のための方策を定めます。

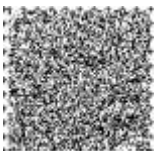
1. 指定障害福祉サービス等・指定障害児通所支援等

(1) サービスの概要

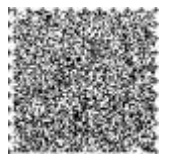
サービス名	内容
訪問系サービス	
居宅介護	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者、知的障害者及び精神障害者で常に介護を必要とする人に、自宅で入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。
同行援護	重度の視覚障害により、移動が困難な人に外出時に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、外出する際の必要な援助を行います。
行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
重度障害者等包括支援	介護の必要性がとても高い人に、居宅介護など複数のサービスを包括的に行います。
日中活動系サービス〔介護給付〕	
生活介護	施設や通所において、常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護などを行います。
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。
短期入所	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で入浴、排せつ、食事の介護などを行います。
日中活動系サービス〔訓練等給付〕	
自立訓練 (機能訓練)	身体障害者を対象に、身体的リハビリや歩行訓練、コミュニケーション、家事などの訓練、日常生活上の相談支援や就労移行支援事業所などの関係機関との連携調整などの支援を行います。



サービス名	内容
自立訓練 (生活訓練)	知的障害者・精神障害者を対象に、食事や家事などの日常生活能力を向上するための支援、日常生活上の相談支援や就労移行支援事業所などの関係機関との連携調整などの支援を行います。
宿泊型自立訓練	一定期間、夜間の居住の場を提供し、帰宅後の生活能力等の維持・向上のための訓練を実施します。また、地域移行に向けた関係機関との連絡調整を行います。
就労移行支援	一般企業などへの就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労選択支援	一般就労や就労系サービスの利用を希望する障害のある人と共同で作成した就労アセスメントを活用して、本人の希望、就労能力や適性等にあった選択の支援を行います。
就労継続支援A型	一般企業での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。A型では、雇用契約を結んで就労の場を提供します。
就労継続支援B型	一般企業での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。B型では企業などやA型での就労経験がある人であって、年齢や体力面で雇用が難しい人や、企業やA型利用に結びつかなかった人などを対象とします。
就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障害者で就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている人に、相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を実施します。
居住系サービス	
自立生活援助	障害者支援施設やグループホーム等を利用していた障害者で一人暮らしを希望する者等を対象に、定期的に居宅を訪問し生活状況の確認及び助言、医療機関等との連携調整を行うとともに、利用者への相談支援を行います。
共同生活援助 (グループホーム)	障害者に対して、夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。
施設入所支援	生活介護または自立訓練、就労移行支援等の対象者に対し、日中活動と合わせて、夜間などにおける入浴、排せつ、食事の介護などを提供します。



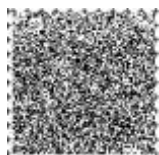
サービス名		内容
相談支援		
	計画相談支援	障害福祉サービスを利用する全ての障害者を対象に、支給決定又は支給決定の変更前後に、サービス等利用計画案を作成するとともに、一定の利用の期間ごとにサービス等の利用状況のモニタリングを行います。
地域相談支援	地域移行支援	障害者支援施設等に入所している人又は入院している精神障害者を対象に、地域生活に移行するための相談や住居の確保、サービス提供事業所への同行支援等を行います。
	地域定着支援	施設や病院から地域生活へ移行した人や家族との同居から一人暮らしに移行した障害者等に対し、障害の特性に起因して生じる緊急の事態等に常時相談や対応を行います。
障害児通所支援		
	児童発達支援	通所により、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与または集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。
	放課後等デイサービス	学校授業終了後や休業日に、通所により生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流の促進などの支援を行います。
	保育所等訪問支援	指導経験のある児童指導員や保育士が、保育所などを訪問し、障害児やスタッフに対し、障害児が集団生活に適応するための専門的な支援を行います。
	居宅訪問型児童発達支援	重症心身障害児などの重度の障害児等であって、児童発達支援等の障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な障害児に、障害児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を実施します。
	医療型児童発達支援	上肢、下肢、体幹の機能に障害のある児童に対し、児童発達支援及び治療を行います。
	障害児相談支援	障害児通所の利用に際し、障害児支援利用計画を作成。また、通所支援開始後は、モニタリングを行う等の支援を行います。
	医療的ケア児コーディネーター	医療的ケアが必要な障害児が、地域生活において必要となる関連分野の支援の調整を行います。



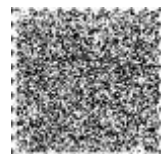
(2) 前期計画期間中の実績

前期計画期間中の障害福祉サービスの実績は、次のとおりです。

区分	サービス名	単位	R3年度(2021年度)		R4年度(2022年度)		R5年度(2023年度)	
			見込	実績	見込	実績	見込	実績
訪問系	訪問系サービス 合計	人	925	888	967	899	1,009	
		時間	21,554	23,283	22,089	23,495	22,650	
	居宅介護	人	817	773	858	776	901	
		時間	14,632	14,448	15,217	14,237	15,826	
	重度訪問介護	人	30	38	30	42	29	
		時間	5,629	7,646	5,572	8,076	5,517	
	同行援護	人	63	67	64	69	64	
		時間	933	974	933	956	933	
	行動援護	人	15	10	15	12	15	
		時間	360	215	367	226	374	
	重度障害者等包括支援	人	0	0	0	0	0	
		時間	0	0	0	0	0	
日中活動系(介護給付)	生活介護	人	797	819	813	826	830	
		人日	15,425	16,004	15,733	15,697	16,048	
	療養介護	人	109	105	111	108	113	
		人日	147	95	155	92	165	
	短期入所 合計	人	147	95	155	92	165	
		人日	719	455	777	438	841	
	(福祉型)	人	132	89	141	87	151	
		人日	640	423	698	410	761	
(医療型)	人	15	6	14	5	14		
	人日	79	32	79	28	80		
日中活動系(訓練等給付)	自立訓練(機能訓練)	人	8	9	9	10	9	
		人日	151	130	172	156	196	
	自立訓練(生活訓練)	人	57	48	62	47	68	
		人日	600	651	612	585	624	
	宿泊型自立訓練	人	13	13	13	11	12	
		人日	332	304	328	257	325	
	就労移行支援	人	72	90	66	91	61	
		人日	1,120	1,511	1,019	1,495	927	
	就労継続支援(A型)	人	542	528	597	557	656	
		人日	10,503	10,134	11,553	10,597	12,708	
	就労継続支援(B型)	人	820	806	902	890	992	
		人日	13,167	12,981	14,352	14,379	15,644	
就労定着支援	人	94	55	143	57	217		
居住系	自立生活援助	人	2	6	2	11	2	
	共同生活援助(グループホーム)	人	422	461	464	489	510	
	施設入所支援	人	372	378	370	377	368	



区分	サービス名	単位	R3 年度(2021 年度)		R4 年度(2022 年度)		R5 年度(2023 年度)	
			見込	実績	見込	実績	見込	実績
相談支援	計画相談支援	人	2,966	3,001	3,174	3,088	3,396	
	地域移行支援	人	19	7	16	5	14	
	地域定着支援	人	74	14	95	15	122	
障害児通所支援	児童発達支援	人	151	194	158	208	163	
		人日	1,452	2,062	1,511	2,062	1,541	
	放課後等デイサービス	人	756	632	816	787	849	
		人日	11,628	9,674	12,442	10,995	12,815	
	保育所等訪問支援	人	61	46	74	54	90	
		人日	110	97	134	138	163	
	居宅訪問型児童発達支援	人	1	1	2	1	3	
		人日	5	7	10	4	15	
	医療型児童発達支援	人	0	0	1	0	2	
		人日	0	0	4	0	8	
	障害児相談支援	人	596	681	679	752	774	
	医療的ケア児コーディネーター	人	2	2	2	2	2	

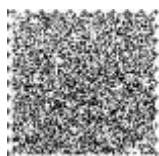


(3) 各サービスの現状と見込み

(3-1) 訪問系サービス

サービス名	居宅介護		
実績と現状	第6期計画期間中は、利用者数と利用時間は見込みを下回る値で推移しています。 各年度の実績の比較では、利用者数および利用時間ともに一貫して増加しています。		
サービス見込量 (1か月当り)	R6年度(2024年度)	R7年度(2025年度)	R8年度(2026年度)
	815人 15,251時間	831人 15,708時間	848人 16,179時間
推計の考え方	居宅介護をはじめとする訪問系サービスは、障害者の自宅での日常生活を援助するものとして、住み慣れた地域で暮らし続けるための支援の根幹となるサービスです。前期計画期間中の傾向、障害者数の推移および指定障害福祉サービス事業所の実態調査(以下、「実態調査」という。)を踏まえ、今期計画の期間中も、利用者数、利用時間ともに増加して推移すると見込みます。		
確保のための方策	<ul style="list-style-type: none"> ■サービス事業者に対して情報の提供等を行い、参入促進を図りながら必要見込み量の確保に努めます。 ■ホームヘルパーの養成・確保について、関係機関等が実施する研修に関する情報提供を行います。 ■ホームヘルパーに対する講座・講習などの受講を勧奨し、質の高いサービスの確保に努めます。 		

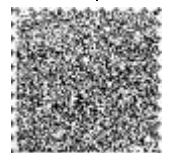
サービス名	重度訪問介護		
実績と現状	第6期計画期間中は、利用者数、利用時間は見込みを上回る値で推移しています。 各年度の実績の比較では、利用者数および利用時間ともに一貫して増加しています。		
サービス見込量 (1か月当り)	R6年度(2024年度)	R7年度(2025年度)	R8年度(2026年度)
	50人 9,505時間	56人 10,455時間	62人 11,501時間
推計の考え方	利用者数の増減により大きく影響を受ける可能性がありますが、前期計画期間中の傾向および実態調査を踏まえ、利用者数、利用時間ともに同程度にて推移していくものと見込みます。		
確保のための方策	■居宅介護と同様に取り組みます。		



サービス名	同行援護		
実績と現状	前期計画期間中は、利用者数、利用時間ともに見込みを上回る値で推移しています。 各年度の実績の比較では、利用者数は増加し、利用時間は減少しました。		
サービス見込量 (1か月当り)	R6年度(2024年度)	R7年度(2025年度)	R8年度(2026年度)
	71人 947時間	73人 937時間	74人 928時間
推計の考え方	前期計画期間中の傾向を踏まえ、今後は利用者数は増加し、利用時間は微減で推移すると見込みます。		
確保のための方策	■居宅介護と同様に取り組みます。		

サービス名	行動援護		
実績と現状	前期計画期間中は、利用者数は見込みを下回り、利用時間は見込みを大きく下回る値で推移しています。 当事者団体等の意見では、事業所数の不足が挙げられています。		
サービス見込量 (1か月当り)	R6年度(2024年度)	R7年度(2025年度)	R8年度(2026年度)
	13人 193時間	13人 193時間	13人 193時間
推計の考え方	前期計画期間中の傾向を踏まえ、今後は利用者数は一定に、利用時間は微減で推移すると見込みます。		
確保のための方策	■市内に対応できる事業所(市内に3事業所のみ)が限られているため、事業所に対し指定基準等の情報提供を行い、また、関係機関が行う強度行動障害に対する研修等を周知することで対応できるヘルパーの増加を図るなど、事業所の確保に努めます。		

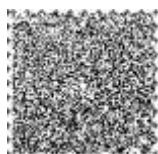
サービス名	重度障害者等包括支援		
実績と現状	前期計画の見込みのとおり利用者はいない状況です。 また、市内に同サービスを提供する事業所はありません。		
サービス見込量 (1か月当り)	R6年度(2024年度)	R7年度(2025年度)	R8年度(2026年度)
	0人 0時間	0人 0時間	0人 0時間
推計の考え方	前期計画期間中の実績を踏まえると、今後利用はないと見込みます。		
確保のための方策	■サービス提供を行える要件が厳しい等の理由から、サービスを提供する事業所の整備は進んでいません。令和4年度(2022年度)現在で九州に1事業所しかありませんので、既存のサービスを組み合わせることで対応していきます。		



(3-2-①) 日中活動系サービス〔介護給付〕

サービス名	生活介護		
実績と現状	前期計画期間中は、利用者数、利用日数ともに見込みを上回る値で推移しています。		
サービス見込量 (1か月当り)	R6年度(2024年度)	R7年度(2025年度)	R8年度(2026年度)
	860人	877人	877人
	16,171人日	16,333人日	16,333人日
推計の考え方	前期計画期間中の傾向を踏まえ、利用者数、利用日数ともに増加し、令和7年度以降は一定で推移すると見込みます。		
確保のための方策	<ul style="list-style-type: none"> ■現在の定員数でも今期計画期間の利用者数をまかなえる見込みですが、地域によっては整備が進んでいない状況があります。今後の整備状況を見ながら、必要な地域への整備が進められるよう努めます。 ■令和6年4月1日現在、当サービスは需要を満たしています。障害福祉サービス等の供給が過剰なものにならないように、新規指定を抑制し、質の高いサービスを確保します。なお、供給が不足する場合は、新規指定も可能とします。 		

サービス名	療養介護		
実績と現状	前期計画期間中の利用者数は、ほぼ見込量どおりに推移しています。医療的ケアに加え、常時の介護を要する特に重度の方が対象となっているため、大きな利用者数の増減はありません。		
サービス見込量 (1か月当り)	R6年度(2024年度)	R7年度(2025年度)	R8年度(2026年度)
	111人	113人	115人
推計の考え方	前期計画期間中の傾向および実態調査を踏まえ、今後は微増で推移するものと見込みます。		
確保のための方策	<ul style="list-style-type: none"> ■相談支援等を通じて、サービスの提供につなげていきます。市内に対応できる事業所（市内に1事業所のみ）が限られているため、市外の事業所を活用することも含めて、提供体制の確保に努めます。 		



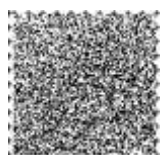
サービス名	短期入所		
実績と現状	前期計画期間中は見込みを大きく下回る値で推移しています。		
サービス見込量 (1か月当り)	R6年度(2024年度)	R7年度(2025年度)	R8年度(2026年度)
	89人	86人	84人
	(福祉型) 85人 (医療型) 4人	(福祉型) 82人 (医療型) 4人	(福祉型) 80人 (医療型) 4人
	432人日	420人日	408人日
	(福祉型) 405人日 (医療型) 27人日	(福祉型) 393人日 (医療型) 27人日	(福祉型) 381人日 (医療型) 27人日
推計の考え方	前期計画期間中の傾向を踏まえ、福祉型、医療型ともに減少して推移すると見込みます。		
確保のための方策	<ul style="list-style-type: none"> ■本市の場合、グループホームや入所施設の空部屋を利用した「空床型」の利用が大部分を占めており定員の確保が不安定となるため、「併設型」の整備を促進していきます(福祉型)。 ■受け入れができる施設に限られているため、定員の確保が課題です。市外の施設の利用も含め、提供体制の確保に努めていきます(医療型)。 		



(3-2-②) 日中活動系サービス〔訓練等給付〕

サービス名	自立訓練（機能訓練）		
実績と現状	前期計画期間中はほぼ見込量どおりに増加して推移しています。		
サービス見込量 (1か月当り)	R6年度(2024年度)	R7年度(2025年度)	R8年度(2026年度)
	17人 241人日	21人 289人日	21人 289人日
推計の考え方	前期計画期間中の傾向を踏まえ、今後も同程度で増加して推移すると見込み、令和7年度以降は一定と見込みます。		
確保のための方策	■現時点において、市内に指定事業所はない状況ですが、基準該当障害福祉サービスによるサービス提供を行っています。より身近な地域でサービスを受けることができるよう、事業所の整備促進を図っていきます。		

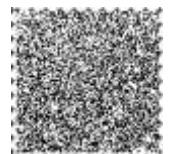
サービス名	自立訓練（生活訓練）		
実績と現状	前期計画期間を通して、利用者数、利用日数ともに増加して推移しています。		
サービス見込量 (1か月当り)	R6年度(2024年度)	R7年度(2025年度)	R8年度(2026年度)
	58人 645人日	63人 664人日	63人 664人日
推計の考え方	前期計画期間中の傾向を踏まえ、今後も同程度で増加して推移すると見込み、令和7年度以降は一定と見込みます。		
確保のための方策	■現在、当サービスは需要を満たしています。今後は利用者のニーズの把握等に努め、必要に応じて整備を図っていきます。		



サービス名	宿泊型自立訓練		
実績と現状	前期計画期間中は見込みを大きく下回る値で推移しています。		
サービス見込量 (1か月当り)	R6年度(2024年度)	R7年度(2025年度)	R8年度(2026年度)
	10人 242人日	10人 232人日	9人 223人日
推計の考え方	前期計画期間中の傾向を踏まえ、今後も同程度で減少して推移すると見込みます。		
確保のための方策	■共同生活援助など類似サービスの整備状況や利用者のニーズの把握に努め、必要に応じて整備を促進していきます。		

サービス名	就労移行支援		
実績と現状	前期計画期間を通して、利用者数、利用日数ともに大きく見込みを上回る値で推移しています。		
サービス見込量 (1か月当り)	R6年度(2024年度)	R7年度(2025年度)	R8年度(2026年度)
	87人 1,406人日	90人 1,500人日	90人 1,500人日
推計の考え方	前期計画期間中の傾向を踏まえ、今後も同程度で増加して推移すると見込み、令和7年度以降は一定と見込みます。		
確保のための方策	<p>■障害者の一般就労に重要な役割を持つサービスであり、国の指針においても、福祉施設から一般就労への移行者を令和8年度中に令和3年度実績の1.31倍以上増加することとされています。今後は利用希望の掘り起こしのため、相談支援などを通じて利用促進を図っていきます。</p> <p>■また、継続して、雇用・労働政策と連携した障害者の就業支援に取り組みます。</p>		

サービス名	就労選択支援		
実績と現状	令和7年度から開始する新たなサービスで前期計画期間中の実績がありません。		
サービス見込量 (1か月当り)	R6年度(2024年度)	R7年度(2025年度)	R8年度(2026年度)
		29人 580人日	29人 580人日
推計の考え方	令和4年度における就労アセスメントの利用実態から見込み、一定で推移すると見込みます。		
確保のための方策	■就労移行支援と同様に取り組みます。		



サービス名	就労継続支援（A型）		
実績と現状	前期計画期間中について、利用者数、利用日数ともに下回り推移しています。 各年度の実績の比較では、一貫して増加傾向にあります。		
サービス見込量 (1か月当り)	R6年度(2024年度)	R7年度(2025年度)	R8年度(2026年度)
	614人 11,683人日	645人 12,267人日	645人 12,267人日
推計の考え方	前期計画期間中の傾向を踏まえ、今後も同程度で増加して推移すると見込み、令和7年度以降は一定と見込みます。		
確保のための方策	<ul style="list-style-type: none"> ■現在、市内の事業所数は増加して推移しています。 ■令和6年4月1日現在、当サービスは需要を満たしています。障害福祉サービス等の供給が過剰なものにならないように、新規指定を抑制し、質の高いサービスを確保します。なお、供給が不足する場合は、新規指定も可能とします。 ■また、継続して、雇用・労働政策と連携した障害者の就業支援に取り組みます。 		

サービス名	就労継続支援（B型）		
実績と現状	前期計画期間中について、利用者数、利用日数ともにほぼ見込みどおりに推移しています。 各年度の実績の比較では、一貫して増加傾向にあります。		
サービス見込量 (1か月当り)	R6年度(2024年度)	R7年度(2025年度)	R8年度(2026年度)
	1,048人 17,084人日	1,131人 18,621人日	1,131人 18,621人日
推計の考え方	前期計画期間中の傾向を踏まえ、今後も同程度で増加して推移すると見込み、令和7年度以降は一定と見込みます。		
確保のための方策	<ul style="list-style-type: none"> ■令和6年4月1日現在、当サービスは需要を満たしています。障害福祉サービス等の供給が過剰なものにならないように、新規指定を抑制し、質の高いサービスを確保します。なお、供給が不足する場合は、新規指定も可能とします。 		

サービス名	就労定着支援		
実績と現状	前期計画期間中について、利用者数、利用日数ともに見込みを下回って推移しています。 各年度の実績の比較では、一貫して増加傾向にあります。		
サービス見込量 (1か月当り)	R6年度(2024年度)	R7年度(2025年度)	R8年度(2026年度)
	68人	74人	74人
推計の考え方	前期計画期間中の傾向を踏まえ、今後も同程度で増加して推移すると見込み、令和7年度以降は一定と見込みます。		
確保のための方策	<ul style="list-style-type: none"> ■雇用・労働政策と連携した障害者の就業支援に取り組みます。 		

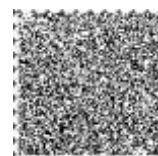


(3-3) 居住系サービス

サービス名	自立生活援助		
実績と現状	前期計画期間中について、利用者数、利用日数ともに見込みを上回り推移しています。 各年度の実績の比較では、一貫して増加傾向にあります。		
サービス見込量 (1か月当り)	R6年度(2024年度)	R7年度(2025年度)	R8年度(2026年度)
	11人 うち精神 5人	11人 うち精神 5人	11人 うち精神 5人
推計の考え方	前期計画期間中の傾向を踏まえ、令和6年度以降は一定で推移すると見込みます。		
確保のための方策	■地域移行支援、地域定着支援等の連携により、必要なサービスの確保に努めます。		

サービス名	共同生活援助（グループホーム）		
実績と現状	前期計画期間を通して、ほぼ見込みどおりに推移しています。 各年度の実績の比較では、一貫して増加しています。		
サービス見込量 (1か月当り)	R6年度(2024年度)	R7年度(2025年度)	R8年度(2026年度)
	578人 うち精神 401人	636人 うち精神 473人	700人 うち精神 558人
推計の考え方	前期計画期間中の傾向や実態調査、さらに重度化や高齢化した方の地域移行の受け皿として、今後の需要は一層高まると予想されます。今後も利用者数は増加して推移すると見込みます。		
確保のための方策	■グループホームの利用は、施設整備が進むことで増加する面もあるため、施設整備補助などの活用により事業所の整備を促進していき、さらに、利用者の選択肢を広げるためにも、既存の事業所に加え、日中サービス支援型や様々な障害特性に対応できる多様な形態のグループホームを整備していきます。		

サービス名	施設入所支援		
実績と現状	前期計画期間を通して、見込みを上回り推移しています。 各年度の実績の比較では、一貫して減少しています。		
サービス見込量 (1か月当り)	R6年度(2024年度)	R7年度(2025年度)	R8年度(2026年度)
	371人	365人	358人
推計の考え方	国の示す方針を踏まえ、令和4年度(2022年度)末の利用者(377人)から1.6%の削減を目標とします。		
確保のための方策	<ul style="list-style-type: none"> ■地域生活への移行を進める中で、入所者数の削減を進めていく必要はありますが、在宅生活が困難な方に、相談支援等を通じてサービスの提供につながるよう努めていきます。 ■定員増を伴う施設整備は行わないが、耐震化基準など安全性に問題のある老朽施設については、入所者の安全確保のため、施設の更新を促していきます。 		

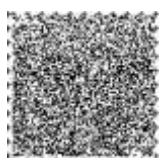


(3-4) 相談支援

サービス名	計画相談支援		
実績と現状	前期計画期間を通して、ほぼ見込みどおりに推移しています。各年度の実績の比較では、一貫して増加しています。		
サービス見込量	R6 年度 (2024 年度)	R7 年度 (2025 年度)	R8 年度 (2026 年度)
	3, 568人	3, 853人	4, 161人
推計の考え方	前期計画期間中の傾向、障害者数の推移および実態調査を踏まえ、今後とも増加して推移すると見込みます。		
確保のための方策	■サービス事業者に対して情報の提供等を行い、参入促進を図りながら必要見込み量の確保に努めます。また、相談員に対する研修などの受講を勧奨し質の高いサービスの確保に努めます。		

サービス名	地域移行支援		
実績と現状	前期計画期間中については、令和元年度より見込みを大きく下回る値で推移しています。		
サービス見込量	R6 年度 (2024 年度)	R7 年度 (2025 年度)	R8 年度 (2026 年度)
	6人 うち精神 6人	6人 うち精神 6人	6人 うち精神 6人
推計の考え方	前期計画期間中の傾向を踏まえ、今後とも同程度で増加して推移すると見込みます。		
確保のための方策	■利用者のニーズの把握等に努め、必要に応じて整備を図っていきます。		

サービス名	地域定着支援		
実績と現状	前期計画期間中については、令和元年度より見込みを大きく下回る値で推移しています。		
サービス見込量	R6 年度 (2024 年度)	R7 年度 (2025 年度)	R8 年度 (2026 年度)
	23人 うち精神 13人	27人 うち精神 14人	32人 うち精神 15人
推計の考え方	国の指針を踏まえ、今後は増加して推移すると見込みます。		
確保のための方策	■利用者のニーズの把握等に努め、必要に応じて整備を図っていきます。		



(3-5) 障害児通所支援

サービス名	児童発達支援		
実績と現状	<p>前期計画期間中においては、利用者数、利用日数ともに見込みを上回り推移しています。</p> <p>各年度の実績の比較では、一貫して増加傾向にあります。</p>		
サービス見込量 (1か月当り)	R6年度(2024年度)	R7年度(2025年度)	R8年度(2026年度)
	235人	266人	266人
	2,330人日	2,633人日	2,633人日
推計の考え方	<p>前期計画期間中の実績を踏まえ、利用者数、利用日数ともに今後も増加するものと見込み、令和7年度以降は一定と見込みます。</p>		
確保のための方策	<ul style="list-style-type: none"> ■適正な運用が図られるよう、相談支援事業所など関係機関との連絡調整を図り、一定のサービスの確保に努めていきます。 ■令和6年4月1日現在、当サービスは需要を満たしています。障害福祉サービス等の供給が過剰なものとならないように、新規指定を抑制し、質の高いサービスを確保します。なお、供給が不足する場合は、新規指定も可能とします。 ■また、児童発達支援の必要見込量の確保とともに、保育所や認定こども園等において、障害児や医療的ケア児などの多様な保育ニーズに対応できるよう、継続して、加配保育士や看護師等の人材確保や研修の実施に取り組みます。 		

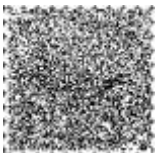
サービス名	放課後等デイサービス		
実績と現状	<p>前期計画期間中においては、利用者数、利用日数ともに見込みを下回り推移しています。</p> <p>各年度の実績の比較では、一貫して増加傾向にあります。</p>		
サービス見込量 (1か月当り)	R6年度(2024年度)	R7年度(2025年度)	R8年度(2026年度)
	988人	1,116人	1,116人
	13,666人日	15,443人日	15,443人日
推計の考え方	<p>前期計画期間中の実績を踏まえ、利用者数、利用日数ともに今後も増加するものと見込み、令和7年度以降は一定と見込みます。</p>		
確保のための方策	<ul style="list-style-type: none"> ■現在、市内の事業所数は大きく増加して推移しています。 ■なお、必要なサービス量が確保できたと考えられる場合には、新たな指定を行わないことも可能とします。 ■また、放課後等デイサービスの必要見込量の確保とともに、学童保育所で障害児や発達の遅れのある児童を受け入れるため、継続して、指導員の加配や研修の実施に取り組みます。 		



サービス名	保育所等訪問支援		
実績と現状	前期計画期間中においては、利用者数、利用日数ともに見込みを下回り推移しています。 各年度の実績の比較では、一貫して増加傾向にあります。		
サービス見込量 (1か月当り)	R6年度(2024年度)	R7年度(2025年度)	R8年度(2026年度)
	64人 110人日	71人 134人日	71人 134人日
推計の考え方	前期計画期間中の実績を踏まえ、利用者数、利用日数ともに今後も増加するものと見込み、令和7年度以降は一定と見込みます。		
確保のための方策	<ul style="list-style-type: none"> ■現在、当サービスは需要を満たしていますが、障害児の地域社会への参加・包摂を推進するため、利用者のニーズの把握等に努め、必要に応じて整備を図っていきます。 ■また、保育所等訪問支援の必要見込量の確保とともに、保育所や認定こども園等において、障害児や医療的ケア児などの多様な保育ニーズに対応できるよう、継続して、加配保育士や看護師等の人材確保や研修の実施に取り組みます。 		

サービス名	居宅訪問型児童発達支援		
実績と現状	前期計画期間中は若干名の利用がありました。		
サービス見込量 (1か月当り)	R6年度(2024年度)	R7年度(2025年度)	R8年度(2026年度)
	1人 6人日	1人 7人日	1人 7人日
推計の考え方	前期計画期間中の実績を踏まえ、一定を見込みます。		
確保のための方策	<ul style="list-style-type: none"> ■現時点において、市内に対応できる事業所はない状況です。利用希望者には、市外の施設を活用し、サービスの確保を図っていくこととなります。今後、需要が大きくなることがあれば、市内の事業所に開所を働きかけていくことも検討します。 		

サービス	医療型児童発達支援		
実績と現状	前期計画期間中の利用実績はありません。		
サービス見込量 (1か月当り)	R6年度(2024年度)	R7年度(2025年度)	R8年度(2026年度)
	0人 0人日	0人 0人日	0人 0人日
推計の考え方	前期計画期間中の実績を踏まえると、今後の利用はないと見込みます。		
確保のための方策	<ul style="list-style-type: none"> ■現時点において、市内に対応できる事業所はない状況です。利用希望者には、市外の施設を活用し、サービスの確保を図っていくこととなります。今後、需要が大きくなることがあれば、市内の事業所に開所を働きかけていくことも検討します。 		



(3-6) 障害児相談支援

サービス	障害児相談支援		
実績と現状	<p>前期計画期間中においては、利用者数、利用日数ともに見込みを上回り推移しています。</p> <p>各年度の実績の比較では、一貫して増加傾向にあります。</p>		
サービス見込量 (1か月当り)	R6年度(2024年度)	R7年度(2025年度)	R8年度(2026年度)
	1,065人	1,267人	1,508人
推計の考え方	<p>前期計画期間中の傾向、障害者数の推移および実態調査を踏まえ、今後とも増加して推移すると見込みます。</p>		
確保のための方策	<p>■計画相談支援と同様に取り組みます。</p>		

(3-7) 医療的ケア児コーディネーター

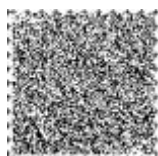
サービス	医療的ケア児コーディネーター		
実績と現状	<p>医療的ケアが必要な方を含む重症心身障害児・者及びその家族に対して、医療・福祉の両面に通じたコーディネーターを2名設置しています。</p>		
配置人数	R6年度(2024年度)	R7年度(2025年度)	R8年度(2026年度)
	2人	2人	2人
推計の考え方	<p>今後とも同様の体制を維持していきます。</p>		
確保のための方策	<p>■今後とも同様の体制を維持していきます。</p>		



2. 地域生活支援事業

(1) サービスの概要

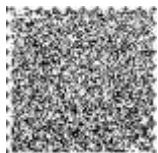
サービス名	内容
理解促進研修 ・啓発事業	障害者が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障害者等の理解を深めるための研修・啓発を通じて地域住民への働きかけを強化することにより、共生社会の実現を図るものです。
自発的活動支援事業	障害者が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障害者等、その家族、地域住民等による地域における自発的な取り組みを支援することにより、共生社会の実現を図るものです。
相談支援事業	
基幹相談 支援センター 機能強化事業	市町村における相談支援事業が適正かつ円滑に実施されるよう、一般的な相談支援事業に加え、特に必要と認められる能力を有する専門的職員を基幹相談支援センター等に配置することや、基幹相談支援センター等が地域における相談支援事業者等に対する専門的な指導・助言、情報収集・提供、人材育成の支援、地域移行に向けた取り組み等を実施することにより、相談支援機能の強化を図ります。
住宅入居等支援事業 (居住サポート事業)	障害者で、賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているものの、保証人がいないなどの理由により入居が困難な人に対し、入居に必要な調整などに係る支援を行うとともに、家主などへの相談・助言を通じて障害者の地域生活の支援を行います。
成年後見制度利用支援事業	障害福祉サービスの利用などの観点から、成年後見制度の利用が有効と認められる知的障害者または精神障害者に対し、成年後見制度の利用を支援することにより、これらの障害者の権利擁護を図る事業であり、成年後見制度の申立てに要する費用（登記手数料、鑑定費用など）や後見人などの報酬を助成します。
意思疎通支援事業	聴覚・言語機能・音声機能障害、視覚その他の障害のため、意思の疎通を図ることに支障がある障害者等に、手話通訳者・要約筆記者等の派遣などにより、意思疎通の円滑化を図ります。
意思疎通支援者養成 研修事業	手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者通訳・介助員を養成することにより、聴覚、言語機能、音声機能等の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある障害のある人等が、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう各種養成研修事業を実施します。



サービス名	内容
日常生活用具給付等事業	介護訓練支援用具や自立支援用具などの日常生活用具の給付・貸与などを行い日常生活の便宜や福祉の増進を図ります。
介護・訓練支援用具	特殊寝台、特殊マットその他の障害者等の身体介護を支援する用具、並びに障害児が訓練に用いるいす等のうち、障害者等及び介助者が容易に使用することができるものであって、実用性のあるものです。
自立生活支援用具	入浴補助用具、聴覚障害者用屋内信号装置、その他の障害者等の入浴、食事、移動等の自立生活を支援する用具のうち、障害者等が容易に使用することができるものであって、実用性のあるものです。
在宅療養等支援用具	電気式たん吸引器、盲人用体温計、その他の障害者等の在宅療養等を支援する用具のうち、障害者等が容易に使用することができるものであって、実用性のあるものです。
情報・意思疎通支援用具	点字器、人工喉頭その他の障害者等の情報収集、情報伝達、意思疎通等を支援する用具のうち、障害者等が容易に使用することができるものであって、実用性のあるものです。
排泄管理支援用具	ストーマ（人工肛門等）装具、その他の障害者等の排泄管理を支援する用具及び衛生用品のうち、障害者等が容易に使用することができるものであって、実用性のあるものです。
居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	障害者等の居宅生活動作等を円滑にする用具であって、設置に小規模な住宅改修を伴うものです。
移動支援事業	屋外での移動が困難な障害者などについて、外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加を促すことを目的とした事業です。

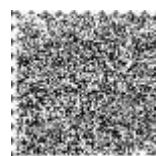


サービス名	内容
地域活動支援センター機能強化事業	<p>創作的活動・生産活動の機会提供や社会との交流促進などを行う「地域活動支援センター」の機能を充実強化し、障害者の地域生活支援の促進を図る事業です。地域活動支援センターには、Ⅰ～Ⅲ型の3類型が国の要綱で例示されています。</p> <p>Ⅰ型 ○専門職員（精神保健福祉士等）を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障害に対する理解促進を図るための普及啓発等の事業を実施します。なお、相談支援事業を併せて実施又は委託を受けていることを要件とします。</p> <p>Ⅱ型 ○地域において雇用・就労が困難な在宅障害者に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを実施します。</p> <p>Ⅲ型 ○地域の障害者のための援護対策として地域の障害者団体等が実施する通所による援護事業の実績を概ね5年以上有し、安定的な運営が図られているものです。 ○自立支援給付に基づく事業所に併設して実施することも可能です。</p>
障害児等療育支援事業	<p>障害児等療育支援事業は、在宅の重症心身障害児（者）、知的障害児（者）、身体障害児に対し、施設の有する機能を活用し、各種の相談・指導・助言等を行うことにより、障害のある子どもや障害のある人を支える事業です。</p>
地域生活支援広域調整会議等事業	<p>精神障害者が自立した日常生活を営むために必要な広域調整や、専門性が高い相談支援及び事故・災害等発生時に必要な緊急対応の体制構築等を進めます。</p>
訪問入浴サービス事業	<p>身体障害者の在宅生活を支援するため、移動入浴車の派遣により入浴サービスを提供します。</p>
日中一時支援事業・障害児タイムケア事業	<p>日中一時支援事業とは、日中に一時的に見守り等の支援が必要な障害者に対して、日中活動の場を提供することにより、家族の就労支援や介護家族の一時的な休息を確保する事業です。</p> <p>障害児タイムケア事業とは、障害者支援施設・中学校の特別支援教室等において、障害のある中高生等を預かるとともに、社会に適應する日常的訓練を行う事業です。</p>
社会参加促進事業	
スポーツ・レクリエーション教室開催等事業	<p>スポーツ・レクリエーション活動を通じて、障害者の健康づくりや交流、余暇活動の充実を図るため、各種スポーツ・レクリエーション教室や障害者スポーツ大会などを開催する事業です。</p>



(2) 前期計画期間中の実績

サービス名	R3 年度(2021 年度)		R4 年度(2022 年度)		R5 年度(2023 年度)	
	見込	実績	見込	実績	見込	実績
理解促進研修・啓発事業	有	有	有	有	有	
自発的活動支援事業	有	有	有	有	有	
相談支援事業						
基幹相談支援センター等機能強化事業	有	有	有	有	有	
住宅入居等支援事業（居住ホムト事業）	有	有	有	有	有	
成年後見制度利用支援事業	7人	19人	8人	25人	9人	
意思疎通支援事業						
手話通訳者設置事業	2人	3人	2人	3人	2人	
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	378件	282件	404件	359件	432件	
重度障害者コミュニケーション支援事業	有	有	有	有	有	
盲ろう者向け通訳介助員派遣事業	240件	77件	240件	94件	240件	
意思疎通支援者養成研修事業						
手話・要約筆記奉仕員養成研修事業	3講座 20人	3講座 20人	3講座 20人	3講座 24人	3講座 20人	
盲ろう者向け通訳介助員養成研修事業	240人	77人	240人	94人	240人	
日常生活用具給付等事業						
介護・訓練支援用具	16件	22件	16件	30件	16件	
自立生活支援用具	69件	58件	69件	90件	70件	
在宅療養等支援用具	56件	72件	56件	56件	56件	
情報・意思疎通支援用具	72件	80件	72件	81件	72件	
排泄管理支援用具	6,004件	6,048件	6,158件	6,062件	6,316件	
居宅生活動作補助用具	8件	11件	8件	9件	8件	
移動支援事業	284人 2,878時間	252人 2,466時間	291人 2,858時間	244人 2,619時間	299人 2,838時間	
地域活動支援センター事業機能強化事業						
Ⅰ型	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所	
Ⅱ型	0箇所	0箇所	0箇所	0箇所	0箇所	
Ⅲ型	8箇所	8箇所	8箇所	8箇所	8箇所	
障害児等療育支援事業	3箇所	3箇所	3箇所	3箇所	3箇所	
地域生活支援広域調整会議等事業	1～3回	3回	1～3回	3回	1～3回	
訪問入浴サービス事業	29人	32人	30人	29人	31人	
日中一時支援事業	99人 305人日	60人 248人日	98人 282人日	53人 253人日	98人 263人日	
日中一時支援	51人 126人日	32人 94人日	51人 126人日	24人 104人日	51人 126人日	
障害児タイムケア	48人 179人日	28人 154人日	47人 156人日	29人 149人日	47人 137人日	
社会参加促進事業						
“スポーツ・レクリエーション教室 開催等事業”	8事業 500人	4事業 155人	8事業 500人	5事業 204人	8事業 500人	



(3) 各サービスの現状と見込み

(3-1) 理解促進研修・啓発事業

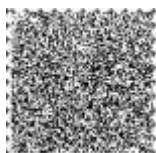
事業名	理解促進研修・啓発事業		
実績と現状	前期計画期間中については、「障害者福祉啓発事業」を本事業と位置づけ、障害者団体等が実施する啓発活動への補助を通じて、理解促進・啓発に取り組んでいます。		
実施の有無	R6年度(2024年度)	R7年度(2025年度)	R8年度(2026年度)
	有	有	有
推計の考え方	障害者理解の重要性から、当事業は必要であり今後も同様に取り組んでいく予定です。		
確保のための方策	■より効果的な方法を検討しながら、今後も当事業を継続していきます。		

(3-2) 自発的活動支援事業

事業名	自発的活動支援事業		
実績と現状	前期計画期間中については、障害者等が自立した日常生活を営むことができるための地域における自発的な活動への補助を通じて、共生社会の実現に取り組んでいます。		
実施の有無	R6年度(2024年度)	R7年度(2025年度)	R8年度(2026年度)
	有	有	有
推計の考え方	障害者福祉において市民との協働は重要であることから、市民のインフォーマルな活動への支援については、今後もこれまで同様に取り組んでいく予定です。		
確保のための方策	■より効果的な方法を検討しながら、今後も当事業を継続していきます。		

(3-3) 相談支援事業

事業名	基幹相談支援センター等機能強化事業		
実績と現状	前期計画期間中については、市内4法人に基幹相談支援センター機能を委託しており、専門的な相談支援を必要とする困難ケース等への対応のため、専門職の配置を行っています。		
実施の有無	R6年度(2024年度)	R7年度(2025年度)	R8年度(2026年度)
	有	有	有
推計の考え方	困難ケース等への対応能力の確保は不可欠であると考えられるため、今後も同様に取り組んでいく予定です。		
確保のための方策	■今後も当事業を継続していきます。		



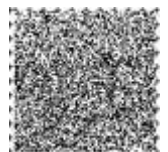
事業名	住宅入居等支援事業（居住サポート事業）		
実績と現状	前期計画期間中については、市内4法人に基幹相談支援センター事業を委託しており、相談支援事業の一つとして実施しています。		
実施の有無	R6年度(2024年度)	R7年度(2025年度)	R8年度(2026年度)
	有	有	有
推計の考え方	障害者の地域移行を進める上で、居住の場の確保は重大な課題となっているため、今後も同様に取り組んでいく予定です。		
確保のための方策	■今後も当事業を継続していきます。		

（3-4） 成年後見制度利用支援事業

事業名	成年後見制度利用支援事業		
実績と現状	前期計画期間中については、見込みを上回る値で推移しています。各年度の実績の比較については、一貫して増加しています。		
利用者数	R6年度(2024年度)	R7年度(2025年度)	R8年度(2026年度)
	20人	20人	20人
推計の考え方	前期計画期間中の傾向を踏まえ、今後、毎年20人程度の利用者増加を見込みます。		
確保のための方策	■今後も当事業を継続していきます。		

（3-5） 意思疎通支援事業

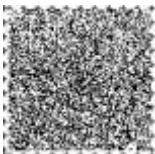
事業名	手話通訳者設置事業		
実績と現状	前期計画期間中については、見込みを上回り推移しています。各年度の実績の比較では、同数で推移しています。		
設置者数	R6年度(2024年度)	R7年度(2025年度)	R8年度(2026年度)
	3人	3人	3人
推計の考え方	今後も同様の体制を維持していきます。		
確保のための方策	■今後も同様の体制を維持していきます。		



事業名	手話通訳者・要約筆記者派遣事業		
実績と現状	前期計画期間中については、見込みを大きく下回って推移しています。各年度の実績の比較については、一貫して増加しています。		
サービス見込量 (のべ件数)	R6年度(2024年度)	R7年度(2025年度)	R8年度(2026年度)
	430件	450件	470件
推計の考え方	前期計画期間中の傾向等を踏まえ、今後は増加して推移すると見込みます。		
確保のための方策	■手話通訳者、要約筆記者が不足している現状を踏まえ、手話通訳者、要約筆記者養成講座を継続して開催するなど、人材確保及び育成等に努めます。		

事業名	重度障害者コミュニケーション支援事業		
実績と現状	前期計画期間中については、H30年度制度改正により一定要件に該当する場合は重度訪問介護サービスにて同様のサービスを提供していますが、本事業の利用申請はありませんでした。		
実施の有無	R6年度(2024年度)	R7年度(2025年度)	R8年度(2026年度)
	有	有	有
推計の考え方	今後も継続して実施する予定です。		
確保のための方策	■今後も相談支援などを通じて利用促進を図っていきます。		

事業名	盲ろう者向け通訳介助員派遣事業		
実績と現状	前期計画期間中については、見込みを大きく下回って推移しています。		
サービス見込量 (のべ件数)	R6年度(2024年度)	R7年度(2025年度)	R8年度(2026年度)
	130件	150件	170件
推計の考え方	利用者が極端に少ないことから、利用者ニーズを確認のうえ推計しています。		
確保のための方策	■盲ろう者向け通訳介助員養成研修事業への参加を勧奨するなど、通訳介助員の確保を図っていきます。		



(3-6) 意思疎通支援者養成研修事業

事業名	手話・要約筆記奉仕員養成研修事業		
実績と現状	前期計画期間中について、ほぼ見込みどおりに推移しています。各年度の実績の比較についてもほぼ一定です。		
講座数及び講習修了者数	R6年度(2024年度)	R7年度(2025年度)	R8年度(2026年度)
	3講座	3講座	3講座
	20人	20人	20人
推計の考え方	前期計画期間中の傾向を踏まえ、今後は同程度で推移すると見込みます。		
確保のための方策	■広報誌や関係団体を通じた案内などを活用して、講座開催の周知を行うとともに、利用しやすい開催日時・開催会場・開催方法を検討し、参加者の増加を図ります。		

事業名	盲ろう者向け通訳介助員養成研修事業		
実績と現状	前期計画期間中については、見込みを大きく下回って推移しています。		
講習修了者数	R6年度(2024年度)	R7年度(2025年度)	R8年度(2026年度)
	19人	19人	19人
推計の考え方	前期の目標を引き継ぎます。		
確保のための方策	■専門性の高い研修となるため、本市単独で実施することは非効率と考えられます。県の実施する講座への参加を通じて、通訳・介助員の養成体制確保を図ります。		

(3-7) 日常生活用具給付等事業

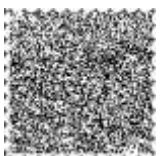
事業名	介護・訓練支援用具		
実績と現状	前期計画期間中については、ほぼ見込みを上回る値で推移しています。各年度の実績の比較については、一貫して増加しています。		
サービス見込量(のべ件数)	R6年度(2024年度)	R7年度(2025年度)	R8年度(2026年度)
	20件	20件	20件
推計の考え方	前期計画期間中の傾向を踏まえ、今後は同程度で推移すると見込みます。		
確保のための方策	■用具品目、対象者、基準額等、耐用年数等の見直しを適宜行うように努めます。		



事業名	自立生活支援用具		
実績と現状	前期計画期間中については、令和3年度は見込みを下回り、令和4年度は見込みを上回っています。 各年度の実績の比較については、年度により増減があります。		
サービス見込量 (のべ件数)	R6年度(2024年度)	R7年度(2025年度)	R8年度(2026年度)
	70件	70件	70件
推計の考え方	前期計画期間中の傾向を踏まえ、今後は一定で推移すると見込みます。		
確保のための方策	■用具品目、対象者、基準額、耐用年数等の見直しを適宜行うように努めます。		

事業名	在宅療養等支援用具		
実績と現状	前期計画期間中については、令和3年度は見込みを上回り、令和4年度は見込みどおりに推移しています。 各年度の実績の比較については、年度により増減はありますが、ほぼ同程度にて推移しています。		
サービス見込量 (のべ件数)	R6年度(2024年度)	R7年度(2025年度)	R8年度(2026年度)
	56件	56件	56件
推計の考え方	前期計画期間中の傾向を踏まえ、今後は一定で推移すると見込みます。		
確保のための方策	■用具品目、対象者、基準額、耐用年数等の見直しを適宜行うように努めます。		

事業名	情報・意思疎通支援用具		
実績と現状	前期計画期間中については、ほぼ見込みを上回る値で推移しています。 各年度の実績の比較については、一貫して増加しています。		
サービス見込量 (のべ件数)	R6年度(2024年度)	R7年度(2025年度)	R8年度(2026年度)
	80件	80件	80件
推計の考え方	前期計画期間中の傾向を踏まえ、今後は一定で推移すると見込みます。		
確保のための方策	■用具品目、対象者、基準額、耐用年数等の見直しを適宜行うように努めます。		

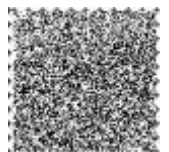


事業名	排泄管理支援用具		
実績と現状	前期計画期間中については、ほぼ見込みどおりで推移しています。各年度の実績の比較については、一貫して増加しています。		
サービス見込量 (のべ件数)	R6年度(2024年度)	R7年度(2025年度)	R8年度(2026年度)
	6,316件	6,316件	6,316件
推計の考え方	前期計画期間中の傾向を踏まえ、今後は一定で推移すると見込みます。		
確保のための方策	■用具品目、対象者、基準額、耐用年数等の見直しを適宜行うように努めます。		

事業名	居宅生活動作補助用具		
実績と現状	前期計画期間中については、見込みを上回る値で推移しています。各年度の実績の比較については、一貫して少しずつ増加しています。		
サービス見込量 (のべ件数)	R6年度(2024年度)	R7年度(2025年度)	R8年度(2026年度)
	10件	10件	10件
推計の考え方	前期計画期間中の傾向を踏まえ、今後も同程度で推移すると見込みます。		
確保のための方策	■用具品目、対象者、基準額、耐用年数等の見直しを適宜行うように努めます。		

(3-8) 移動支援事業

事業名	移動支援事業		
実績と現状	前期計画期間中については、見込みを下回る値で推移しています。各年度の実績の比較については、利用人数は微減し、利用時間は増加しています。		
サービス見込量 (1か月当り)	R6年度(2024年度)	R7年度(2025年度)	R8年度(2026年度)
	254人 2,724時間	260人 2,781時間	266人 2,837時間
推計の考え方	前期計画期間中の傾向等を踏まえ、利用者数、利用時間は微増すると見込みます。		
確保のための方策	■サービス事業所に対して情報の提供等を行い、参入促進を図りながら必要見込み量の確保に努めます。		

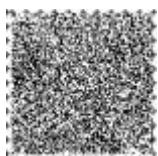


(3-9) 地域活動支援センター事業

事業名	地域活動支援センター機能強化事業 I型		
実績と現状	前期計画期間中については、見込みどおりに推移しています。各年度の実績についても、同数で推移しています。		
実施箇所数	R6年度(2024年度)	R7年度(2025年度)	R8年度(2026年度)
	2箇所	2箇所	2箇所
推計の考え方	今後も同様の体制を維持していきます。		
確保のための方策	■今後も同様の体制を維持していきます。		

事業名	地域活動支援センター機能強化事業 II型		
実績と現状	前期計画期間中について、市内に事業所はありません。		
実施箇所数	R6年度(2024年度)	R7年度(2025年度)	R8年度(2026年度)
	0箇所	0箇所	0箇所
推計の考え方	日中活動系事業所の増加により、本市での必要性は低くなっています。		
確保のための方策	■上記の理由により、当事業の実施は予定していません。		

事業名	地域活動支援センター機能強化事業 III型		
実績と現状	前期計画期間中については、見込みどおりに推移しています。各年度の実績についても、同数で推移しています。		
実施箇所数	R6年度(2024年度)	R7年度(2025年度)	R8年度(2026年度)
	10箇所 うち2箇所市外事業所	10箇所 うち2箇所市外事業所	10箇所 うち2箇所市外事業所
推計の考え方	前期計画期間中の実績を踏まえ、ほぼ横ばいで推移していくものと見込みます。		
確保のための方策	■今後も同様の体制の維持に努めます。		



(3-10) 障害児等療育支援事業

事業名	障害児等療育支援事業		
実績と現状	前期計画期間中については、令和元年度に医療機関（2箇所）と連携して発達障害に特化した療育支援事業を開始したことにより、見込みを上回りました。		
実施箇所数	R6 年度(2024 年度)	R7 年度(2025 年度)	R8 年度(2026 年度)
	3箇所	3箇所	3箇所
推計の考え方	今後も同様の体制を維持していきます。		
確保のための方策	■今後も同様の体制を維持していきます。		

(3-11) 広域的な支援事業（精神障害者地域生活支援広域調整等事業）

事業名	地域生活支援広域調整会議等事業		
実績と現状	「障害者地域生活支援協議会 地域包括ケアシステム検討部会」は平成30年度に設置しています。		
開催回数	R6 年度(2024 年度)	R7 年度(2025 年度)	R8 年度(2026 年度)
	1～3回	1～3回	1～3回
推計の考え方	協議内容によって、年間1～3回程度の開催を予定しています。		
確保のための方策	■今後も、両会議及び関係機関や関係部局との連携を強化し、国の動向や地域ニーズを踏まえながら、確実な実施に努めます。		

(3-12) 訪問入浴サービス事業

事業名	訪問入浴サービス事業		
実績と現状	前期計画期間中については、ほぼ見込みどおりで推移しています。各年度の実績の比較でも、同程度で推移しています。		
サービス見込量 (1か月当り)	R6 年度(2024 年度)	R7 年度(2025 年度)	R8 年度(2026 年度)
	30人	30人	30人
推計の考え方	前期計画期間中の推移を踏まえ、今後は一定で推移すると見込みます。		
確保のための方策	■ニーズの把握を行いつつ、サービス事業者に対して情報等の提供を行い、参入促進を図りながらサービスの確保に努めます。		



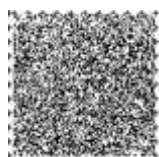
(3-13) 日中一時支援事業

事業名	日中一時支援型		
実績と現状	前期計画期間中については、見込みを下回り推移しています。各年度の実績の比較でも、一貫して減少しています。		
サービス見込量 (1か月当り)	R6年度(2024年度)	R7年度(2025年度)	R8年度(2026年度)
	32人 94人日	32人 94人日	32人 94人日
推計の考え方	前期計画期間中の傾向等を踏まえ、今後は令和3年度と同程度で推移すると見込みます。		
確保のための方策	■類似サービスの放課後等デイサービスへ利用者が移行していることもあり、利用者の動向を見極め対応していきます。		

事業名	障害児タイムケア型		
実績と現状	前期計画期間中については、見込みを下回り推移しています。各年度の実績の比較でも、一貫して減少しています。		
サービス見込量 (1か月当り)	R6年度(2024年度)	R7年度(2025年度)	R8年度(2026年度)
	28人 154人日	28人 154人日	28人 154人日
推計の考え方	前期計画期間中の傾向等を踏まえ、今後は令和3年度と同程度で推移すると見込みます。		
確保のための方策	■類似サービスの放課後等デイサービスへ利用者が移行していることもあり、利用者の動向を見極め対応していきます。		

(3-14) 社会参加促進事業

事業名	スポーツ・レクリエーション教室開催等事業		
実績と現状	前期計画期間中については、見込を下回っています。		
事業数 及び参加者	R6年度(2024年度)	R7年度(2025年度)	R8年度(2026年度)
	8事業 500人	8事業 500人	8事業 500人
推計の考え方	今後は一定で推移すると見込みます。		
確保のための方策	■障害者ふれあいスポーツ大会については、多くの方の参加を促すため、種目や開催方法について検討するように努めます。		

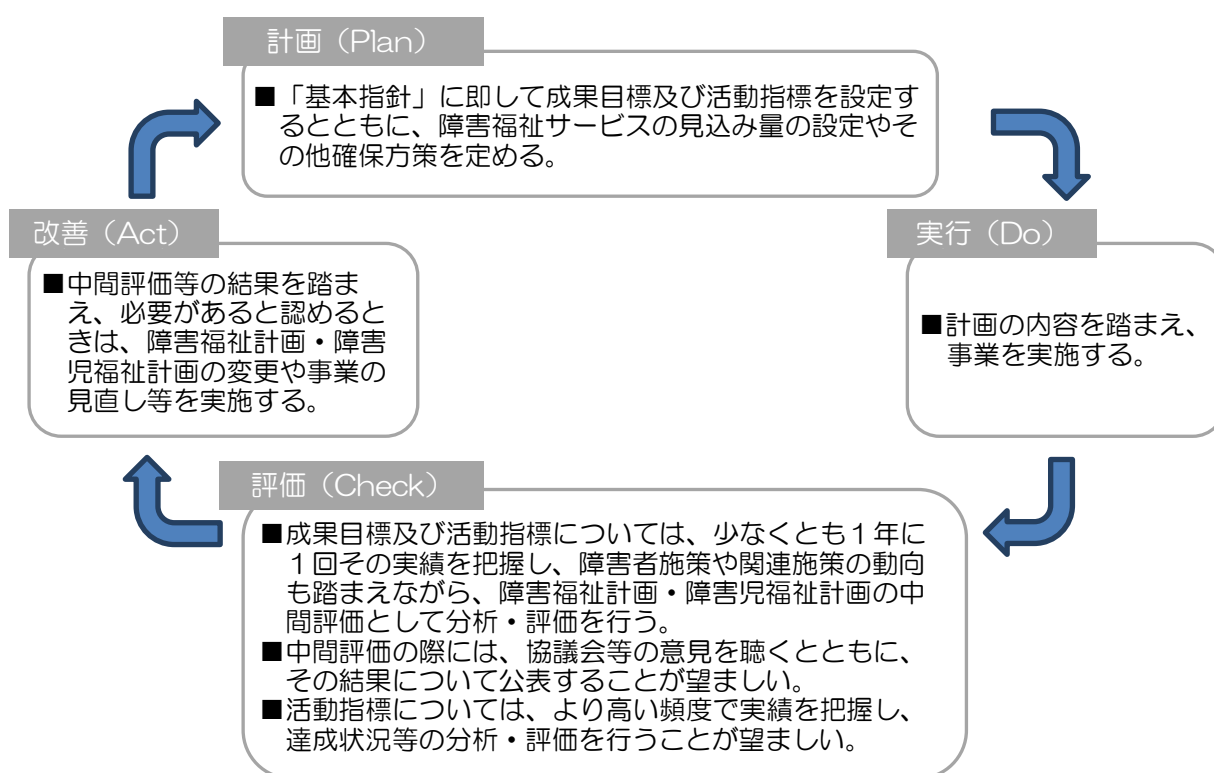


第3部 計画の進行管理

1. PDCAサイクルの導入

障害者総合支援法及び児童福祉法においては、市町村は計画に定める事項について、定期的に調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、計画の変更その他の必要な措置を講ずるものとされています。そのため、基本指針においては、少なくとも1年に1回は、成果目標に関する実績を把握し、分析・評価（中間評価）を行い、必要があると認められるときは、計画の変更等の措置を講じる（PDCAサイクルの導入）とされています。また、中間評価の際には、協議会や合議制の機関等の意見を聴くとともに、その結果について、公表することが望ましいとされています。

〈PDCAサイクルのプロセスのイメージ〉



2. 本市における進行管理

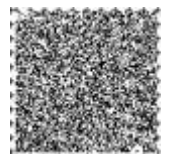
本市における計画の成果目標及び活動指標の年度ごとの進行管理は、「障害者計画」と同様に、前年度の事業の進捗について障害者福祉課による自己評価を行い、その結果を「久留米市障害者地域生活支援協議会」へ報告し、評価・意見を求めます。この評価・意見については、次年度以降への施策展開へ反映できるよう努めます。また、国の制度改正、社会状況の変化、市民や地域など多様な主体との連携・協働による地域共生社会の実現に向けた取組などの進捗を注視しながら、必要に応じ計画の見直しの検討も行います。

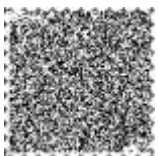
なお、本計画の実施に係る財源については、予算的に担保されたものではありません。今後の市の財政状況による制約により、変更を行うこともあります。



第7期久留米市障害福祉計画
第3期久留米市障害児福祉計画

資料編

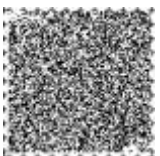




目 次

1. 計画策定の趣旨	1
(1) 市内総人口の推移	1
(2) 地区別人口	2
2. 障害者の状況	3
(1) 3 障害の状況	3
(2) 身体障害者の状況	4
(3) 知的障害者の状況	6
(4) 精神障害者の状況	7
(5) 発達障害の状況	9
(6) 難病患者の状況	10
3. 指定障害福祉サービス事業者等の状況	11
4. 指定障害福祉サービス事業所実態調査結果の概要	12
(1) 調査の概要	12
(2) 主要な調査結果	13





1. 計画策定の趣旨

(1) 市内総人口の推移

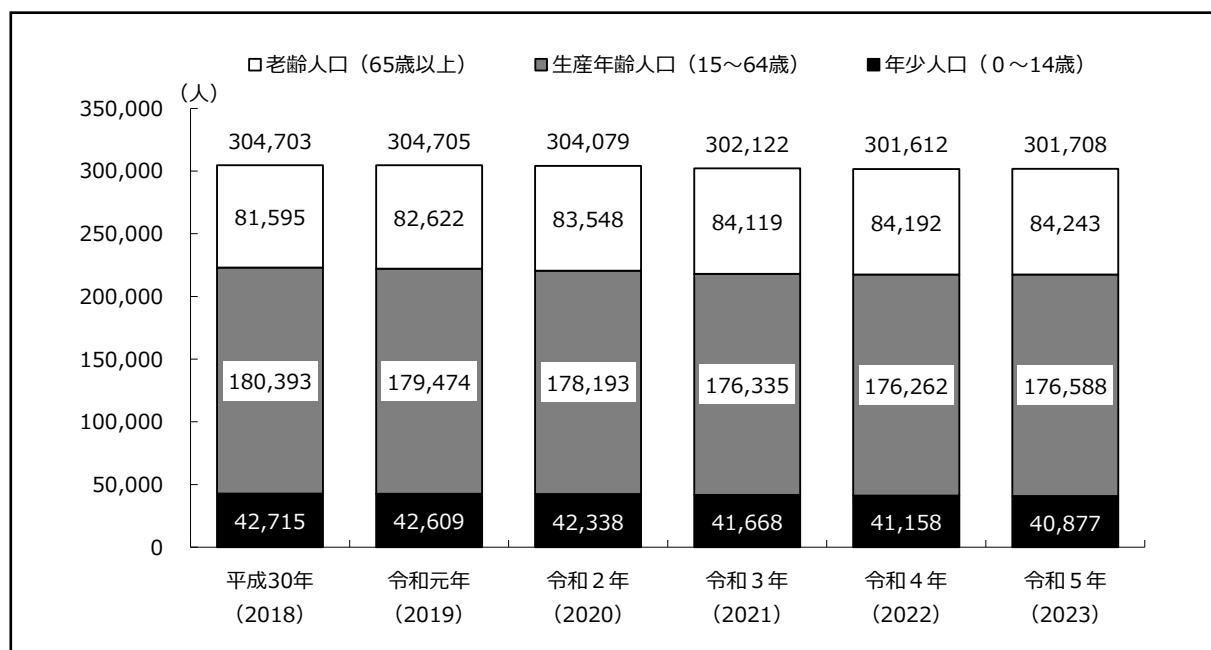
市内の総人口は、平成30年度（2018度）から緩やかに減少を続け、令和5年（2023）には301,708人となり、5年間で2,992人の減少となっています。

3区分別にみると、年少人口、生産年齢人口が減少する中で、高齢人口は増加しており、平成29年度で高齢化率は27.9%に達しています。

【市内総人口（3区分別）】

(単位：人)

	平成30年 (2018)	令和元年 (2019)	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)
総人口	304,703	304,705	304,079	302,122	301,612	301,708
年少人口（0～14歳）	42,715	42,609	42,338	41,668	41,158	40,877
生産年齢人口（15～64歳）	180,393	179,474	178,193	176,335	176,262	176,588
高齢人口（65歳以上）	81,595	82,622	83,548	84,119	84,192	84,243

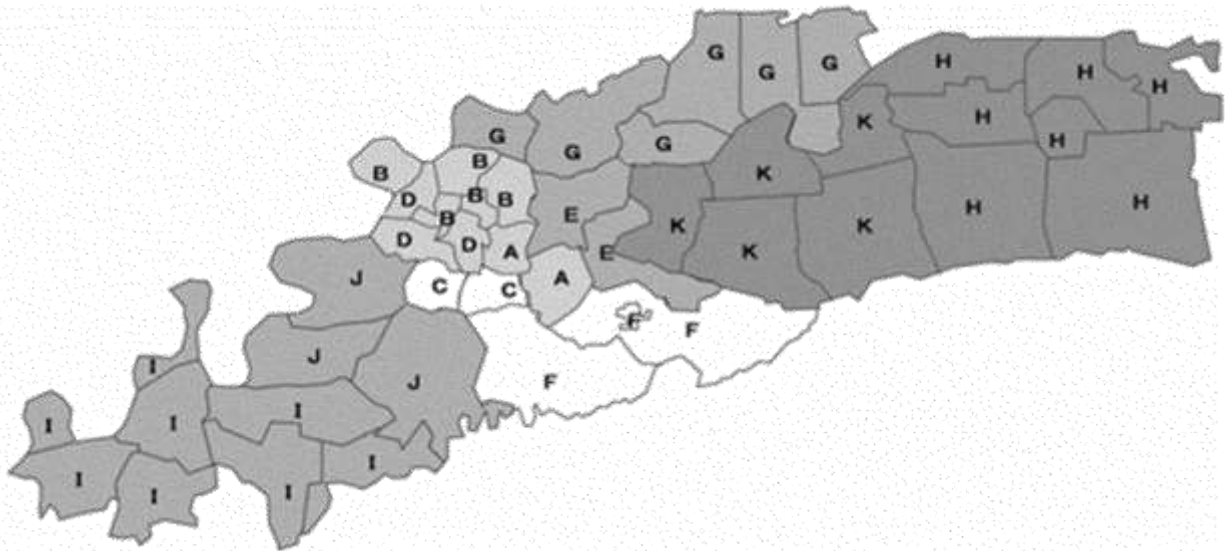


資料：住民基本台帳 平成30年(2018)～令和4年(2022) 各年度末
令和5年(2023) 9月1日現在



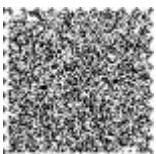
(2) 地区別人口

令和5年（2023）9月1日現在の本市の地区別人口は、以下のとおりとなっています。
 障害福祉サービスの事業所、特に通所を伴う事業所は、利用者にとって居住地の近くあることが望ましいと考えられます。整備にあたっては、地域間のバランスと需要の一因となる地区別の人口を考慮する必要があります。



地区	小学校区								人口 (令和5年9月1日現在)
A	西国分	東国分							29,538
B	荘島	日吉	篠山	南薫	長門石				36,746
C	鳥飼	南	津福						28,777
D	京町	金丸							29,645
E	御井	合川							23,690
F	上津	高良内	青峰						27,967
G	小森野	宮ノ陣	弓削	北野	大城	金島			30,978
H	船越	水縄	田主丸	水分	竹野	川会	柴刈		18,480
I	城島 (旧城島)	城島 (旧下田)	江上	青木	城島 (旧浮島)	西牟田	犬塚	三瀧	28,743
J	安武	荒木	大善寺						26,557
K	山川	山本	草野	善導寺	大橋				20,587
合 計									301,708

※地区は、第9期高齢者福祉計画及び介護保険事業計画の日常生活圏域の考え方に準じています。



2. 障害者の状況

(1) 3障害の状況

手帳所持者数は3障害合計（重複含む）で令和4年度（2022年度）末現在で18,625人となっています（身体障害者手帳：11,578人、療育手帳：2,886人、精神障害者保健福祉手帳：4,161人）。

第6期計画策定時（令和2年度（2020年度））からの推移をみると、身体障害者手帳所持者は378人減少していますが、精神障害者保健福祉手帳所持者は642人増加し、全体で459人の増加となっています。

【障害者手帳所持者数の推移（3障害（全体））】

		平成30年 (2018)	令和元年 (2019)	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	増減数 (R4-R2)	増減率 (R4/R2)
合計		17,871	18,221	18,166	18,531	18,625	459	1.0倍
	身体障害者手帳所持者	12,272	12,190	11,956	11,814	11,578	-378	1.0倍
	療育手帳所持者	2,545	2,594	2,691	2,751	2,886	195	1.1倍
	精神障害者保健福祉手帳所持者	3,054	3,437	3,519	3,966	4,161	642	1.2倍

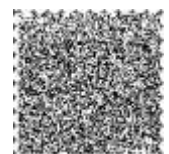
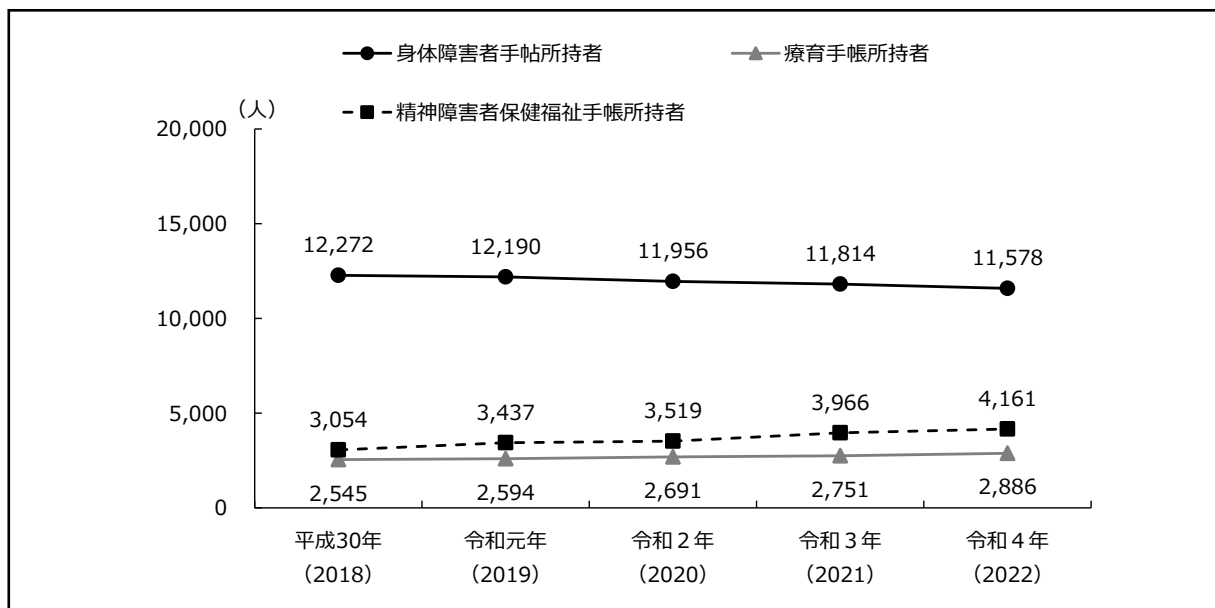
(単位：人)

資料：障害福祉課（各年度末現在）

※合計は各手帳所持者数の計（重複含む）

【令和4年度末障害者手帳所持者数年齢構成（3障害（全体））】

年 齢	身体障害		知的障害		精神障害		合計	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
0～17歳	213	1.8%	791	27.4%	165	4.0%	1,169	6.3%
18～64歳	3,081	26.6%	1,863	64.6%	3,311	79.6%	8,255	44.3%
65歳以上	8,284	71.5%	232	8.0%	685	16.5%	9,201	49.4%
合計	11,578	100.0%	2,886	100.0%	4,161	100.0%	18,625	100.0%



(2) 身体障害者の状況

①等級別の状況

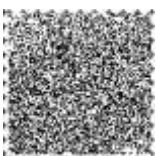
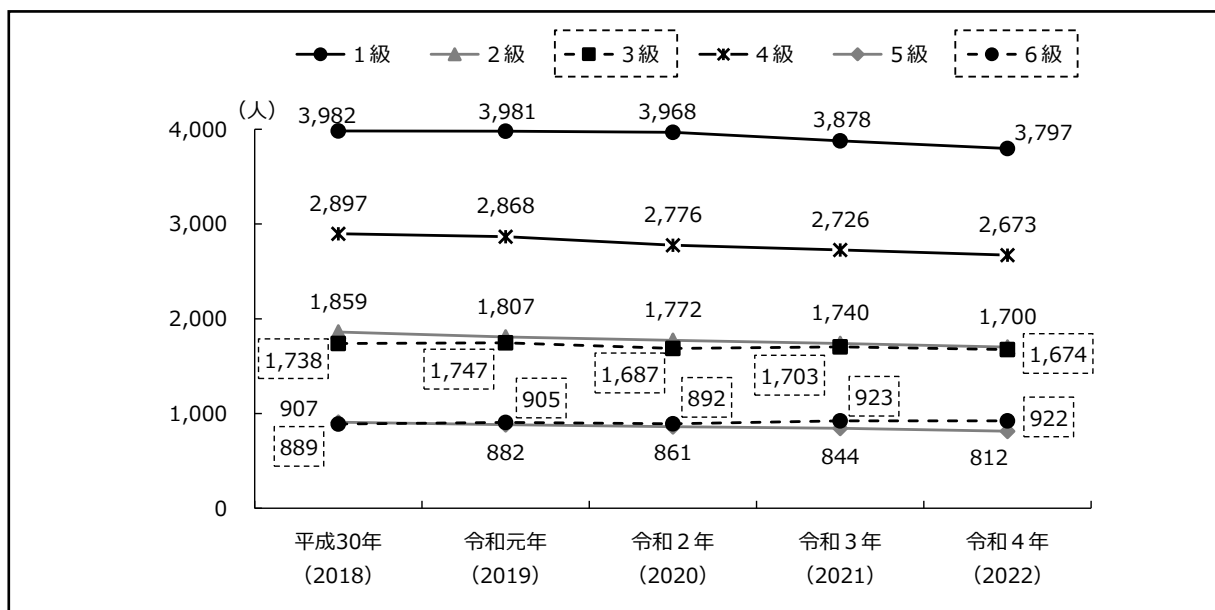
身体障害者手帳所持者の状況を手帳等級別にみると、令和4年度（2022年度）末現在では1級が3,797人（全体の32.8%）と最も多く、次いで4級が2,673人（同23.1%）、2級が1,700人（同14.7%）となっています。また、1・2級の重度者があわせて5,497人（同47.5%）と半数弱を占めています。

第6期計画策定時（令和2年度（2020年度））と比較すると、6級を除くすべての等級で、手帳所持者数が減少しています。

【身体障害者手帳所持者数の推移（等級別）】

		(単位：人)						
		平成30年 (2018)	令和元年 (2019)	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	増減数 (R4-R2)	増減率 (R4/R2)
合計		12,272	12,190	11,956	11,814	11,578	-378	1.0倍
	1級	3,982	3,981	3,968	3,878	3,797	-171	1.0倍
	2級	1,859	1,807	1,772	1,740	1,700	-72	1.0倍
	3級	1,738	1,747	1,687	1,703	1,674	-13	1.0倍
	4級	2,897	2,868	2,776	2,726	2,673	-103	1.0倍
	5級	907	882	861	844	812	-49	0.9倍
	6級	889	905	892	923	922	30	1.0倍

資料：障害福祉課（各年度末現在）



②部位別の状況

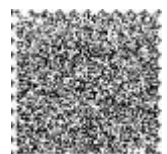
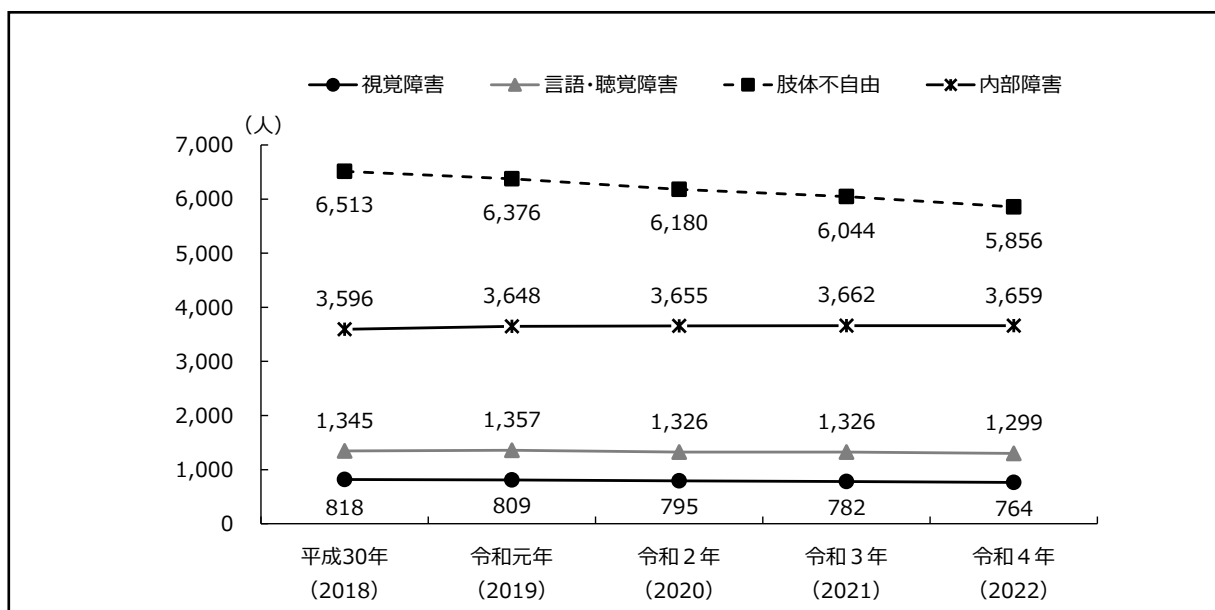
身体障害者手帳所持者の状況を部位別にみると、令和4年度（2022年度）末現在で視覚障害者764人（全体の6.6%）、言語・聴覚障害が1,299人（同11.2%）、肢体不自由5,856人（同50.6%）、内部障害3,659人（同31.6%）となっており、肢体不自由が過半数を占めています。

第6期計画策定時（令和2年度（2020年度））と比較すると、内部障害をのぞくすべての障害において、手帳所持者数が減少しています。

【身体障害者手帳所持者数の推移（部位〔大分類〕別）】

							(単位:人)	
		平成30年 (2018)	令和元年 (2019)	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	増減数 (R4-R2)	増減率 (R4/R2)
合計		12,272	12,190	11,956	11,814	11,578	-378	1.0倍
	視覚障害	818	809	795	782	764	-31	1.0倍
	言語・聴覚障害	1,345	1,357	1,326	1,326	1,299	-27	1.0倍
	肢体不自由	6,513	6,376	6,180	6,044	5,856	-324	1.0倍
	内部障害	3,596	3,648	3,655	3,662	3,659	4	1.0倍

資料:障害福祉課(各年度末現在)



(3) 知的障害者の状況

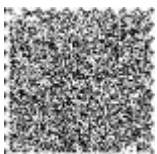
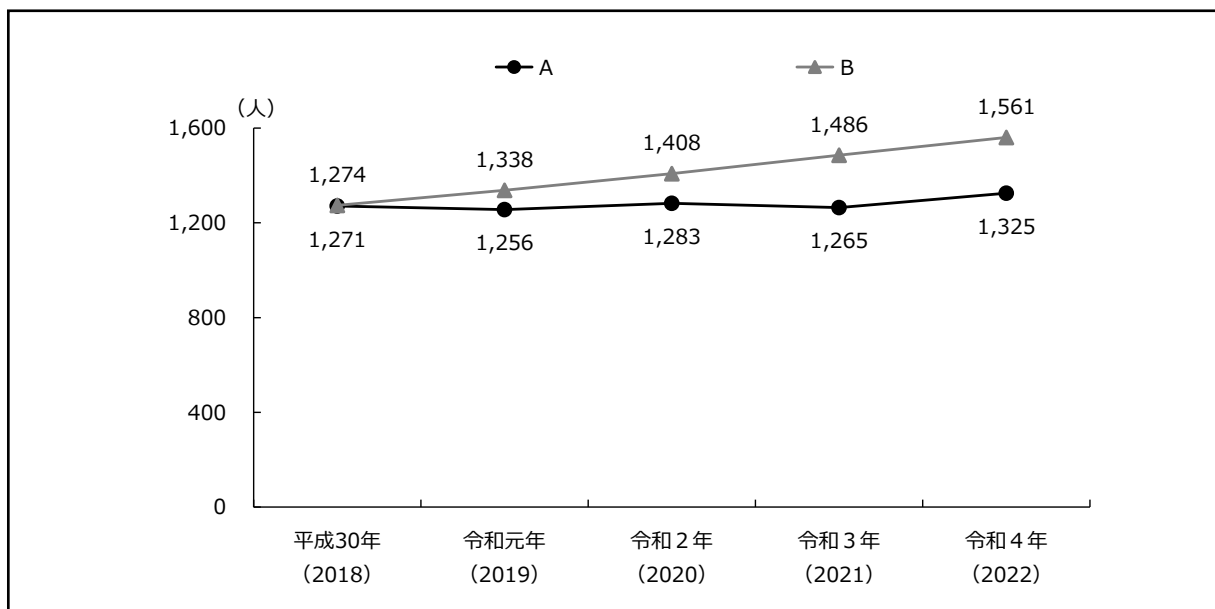
療育手帳所持者の状況を手帳判定別にみると、令和4年度（2022年度）末現在ではAが1,325人（全体の45.9%）、Bが1,561人（同54.1%）となっています。

第6期計画策定時（令和2年度（2020年度））と比較すると、A、Bともに増加しており、全体で195人の増加となっています。

【療育手帳所持者数の推移（判定別）】

		(単位：人)						
		平成30年 (2018)	令和元年 (2019)	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	増減数 (R4-R2)	増減率 (R4/R2)
合計		2,545	2,594	2,691	2,751	2,886	195	1.1倍
	A	1,271	1,256	1,283	1,265	1,325	42	1.0倍
	B	1,274	1,338	1,408	1,486	1,561	153	1.1倍

資料：障害福祉課（各年度末現在）



(4) 精神障害者の状況

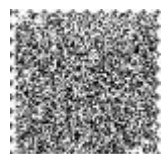
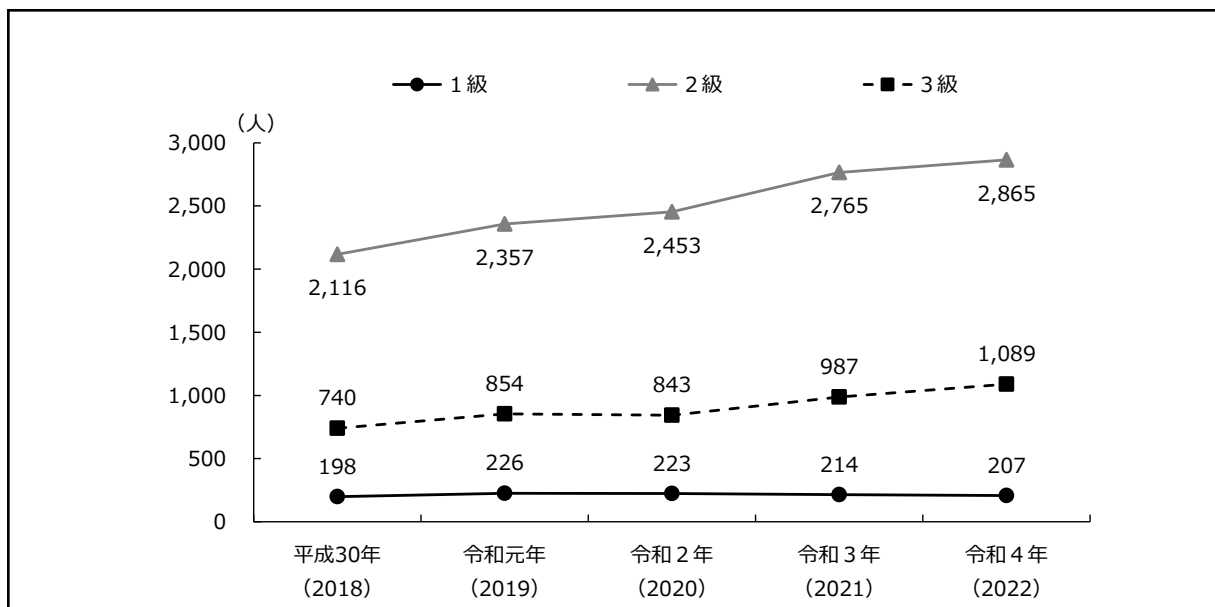
精神障害者保健福祉手帳所持者の状況を手帳等級別にみると、令和4年度（2022年度）末現在では2級が2,865人と全体の68.9%を占めて最も多くなっています。

第6期計画策定時（令和2年度（2020年度））と比較すると、1級は減少していますが2級と3級は増加しており、2級は1.2倍、3級は1.3倍の伸び率となっています。

【精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移（等級別）】

							(単位：人)	
		平成30年 (2018)	令和元年 (2019)	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	増減数 (R4-R2)	増減率 (R4/R2)
合計		3,054	3,437	3,519	3,966	4,161	642	1.2倍
	1級	198	226	223	214	207	-16	0.9倍
	2級	2,116	2,357	2,453	2,765	2,865	412	1.2倍
	3級	740	854	843	987	1,089	246	1.3倍

資料：障害福祉課（各年度末現在）



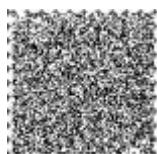
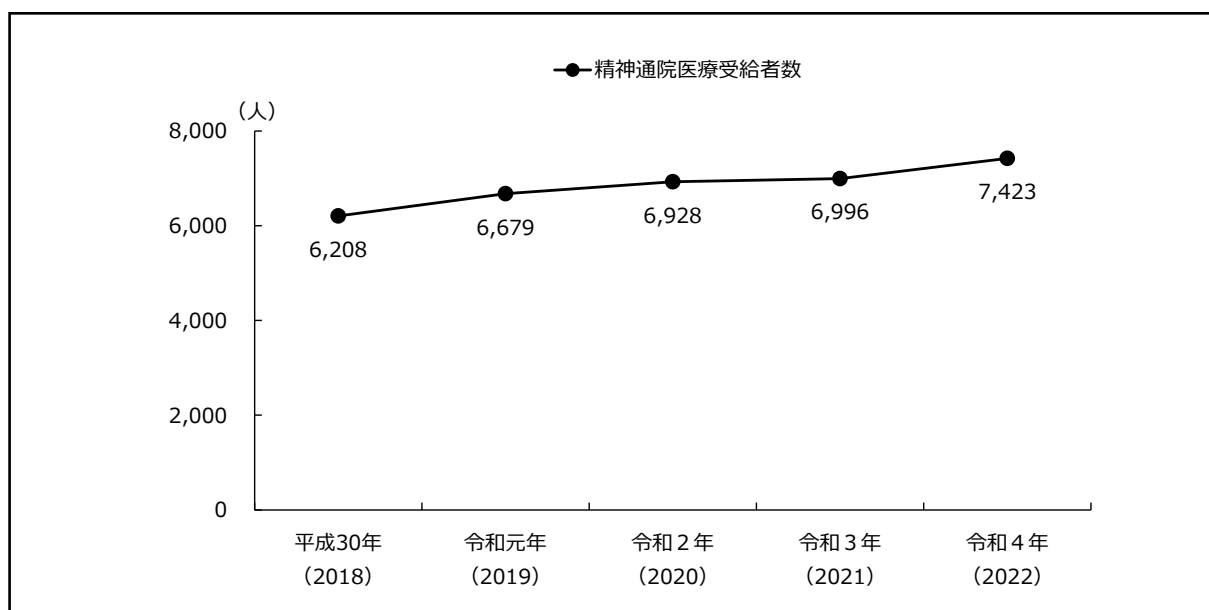
自立支援医療（精神通院医療）受給者数は、令和4年度（2022年度）末現在で7,423人となっており、第6期計画策定時（令和2年度（2020年度））から495人増加し、1.1倍の増加となっています。

【自立支援医療（精神通院医療）受給者数の推移】

(単位：人)

	平成30年 (2018)	令和元年 (2019)	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	増減数 (R4 - R2)	増減率 (R4 / R2)
精神通院医療受給者数	6,208	6,679	6,928	6,996	7,423	495	1.1倍

資料：障害福祉課（各年度末現在）



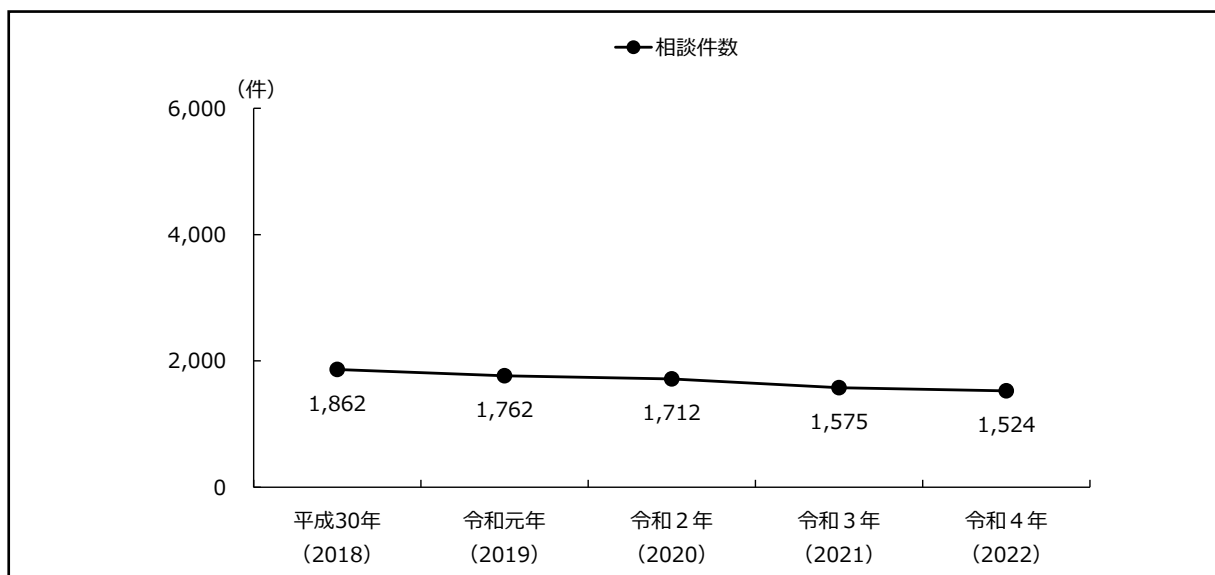
(5) 発達障害の状況

幼児教育研究所の相談件数は平成30年度（2018年度）から一貫して減少しており、令和4年度（2022年度）末現在で1,524件となっています。

【幼児教育研究所 相談件数の推移】

(単位：人)							
	平成30年 (2018)	令和元年 (2019)	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	増減数 (R4-R2)	増減率 (R4/R2)
相談件数	1,862	1,762	1,712	1,575	1,524	-188	0.9倍

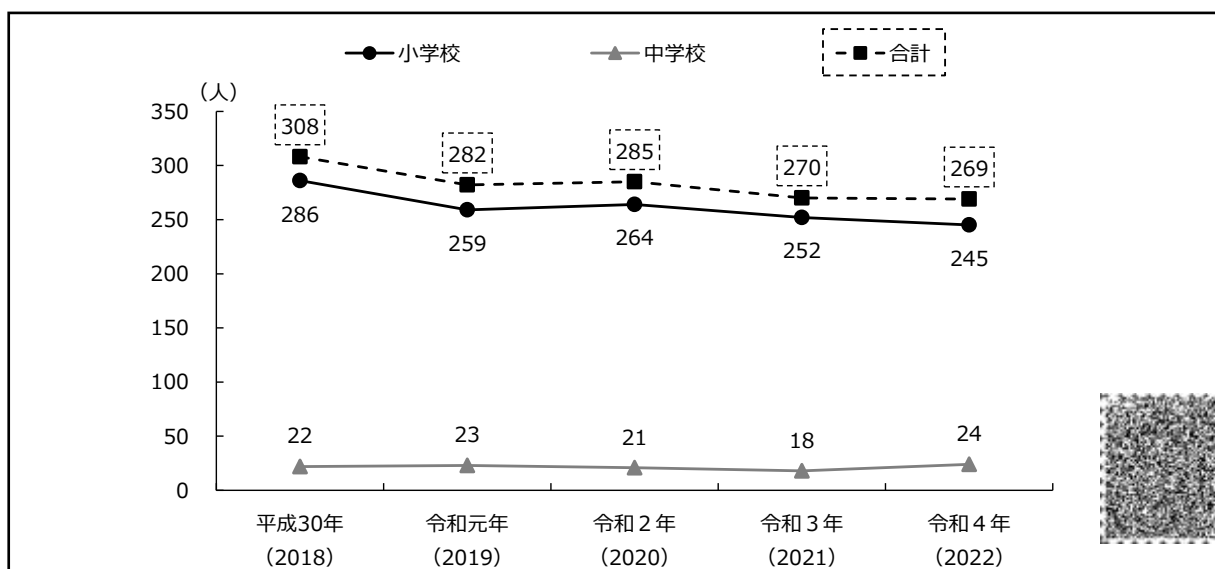
資料：幼児教育研究所(各年度末現在)



【通級指導教室 利用者数の推移】

(単位：人)							
	平成30年 (2018)	令和元年 (2019)	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	増減数 (R4-R2)	増減率 (R4/R2)
合計	308	282	285	270	269	-16	0.9倍
小学校	286	259	264	252	245	-19	0.9倍
中学校	22	23	21	18	24	3	1.1倍

資料：学校教育課(各年度末現在)



(6) 難病患者の状況

特定疾患医療受給者証所持者数も近年増加傾向にあり、令和4年度（2022年度）末現在で2,507人となっています。

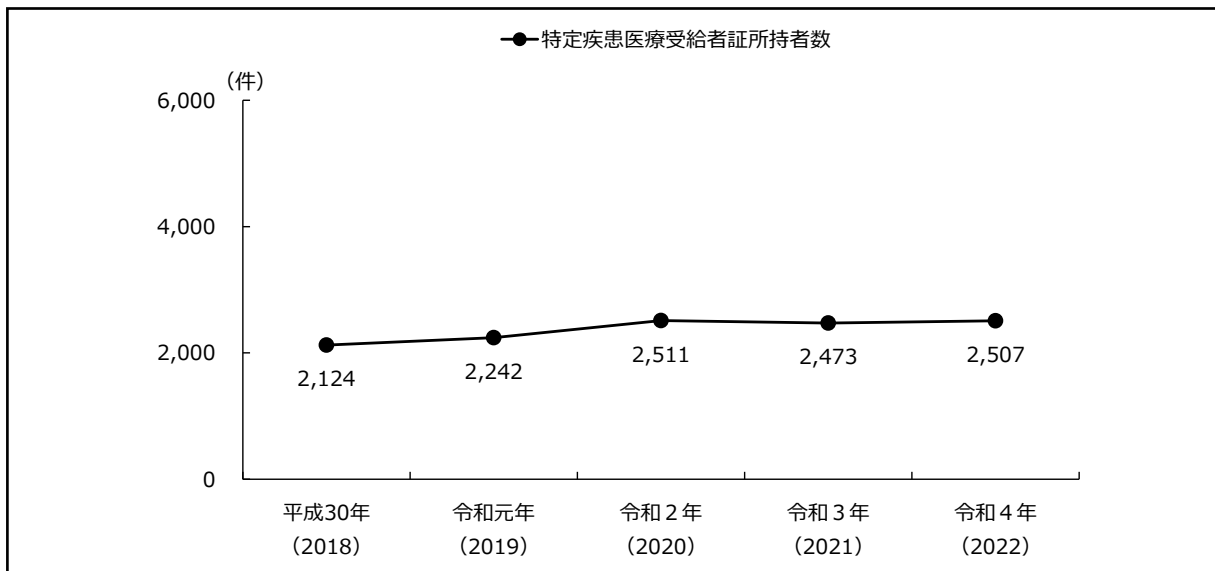
令和4年度（2022年度）末現在の疾病群別内訳をみると、神経・筋疾患（647人）や免疫系疾患（536人）、消化器系疾患（534人）をはじめ、多岐にわたっています。疾病別にみると、パーキンソン病関連疾患（335人）や潰瘍性大腸炎（319人）が多くなっています。

【特定疾患医療受給者証所持者数の推移】

	平成30年 (2018)	令和元年 (2019)	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	増減数 (R4-R2)	増減率 (R4/R2)
特定疾患医療受給者証所持者数	2,124	2,242	2,511	2,473	2,507	-4	1.0倍

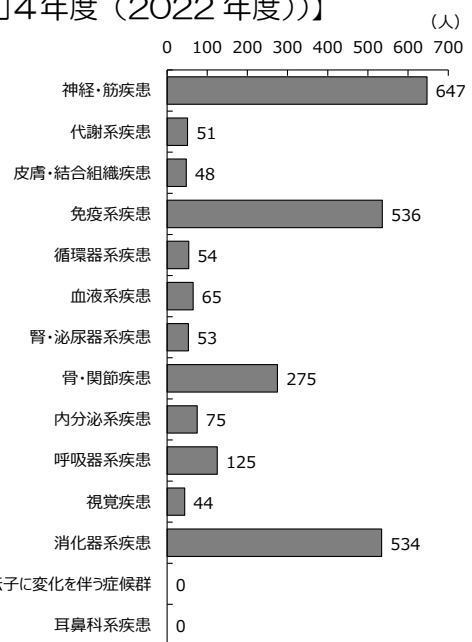
(単位：人)

資料：健康推進課(各年度末現在)



【特定疾患医療受給者証所持者数の内訳（令和4年度（2022年度））】

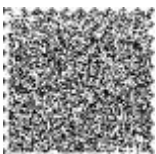
疾患群	人数	構成比
神経・筋疾患	647	25.8%
代謝系疾患	51	2.0%
皮膚・結合組織疾患	48	1.9%
免疫系疾患	536	21.4%
循環器系疾患	54	2.2%
血液系疾患	65	2.6%
腎・泌尿器系疾患	53	2.1%
骨・関節系疾患	275	11.0%
内分泌系疾患	75	3.0%
呼吸器系疾患	125	5.0%
視覚系疾患	44	1.8%
消化器系疾患	534	21.3%
染色体または遺伝子に変化を伴う症候群	0	0.0%
耳鼻科系疾患	0	0.0%
合計	2,507	100.0%



疾病名	疾患群	人数 (人)
パーキンソン病関連疾患	神経・筋疾患	335
潰瘍性大腸炎	消化器系疾患	319
後縦靭帯骨化症	骨・関節系疾患	153
クローン病	消化器系疾患	146
全身性エリテマトーデス	免疫系疾患	153

染色体または遺伝子に変化を伴う症候群

資料：健康推進課(各年度末現在)



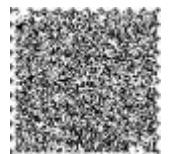
3. 指定障害福祉サービス事業者等の状況

障害福祉サービスの提供体制の基盤となる、市内の指定障害者福祉サービス事業所の状況は、以下のとおりです。

No.	サービス名	地区	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	計
1	居宅介護	事業所数	5	8	7	12	8	7	4	3	1	7	2	64
2	重度訪問介護	事業所数	3	6	7	10	7	2	4	3	1	4	2	49
3	同行援護	事業所数	3	4	3	7	7	1	0	0	1	5	1	32
4	行動援護	事業所数	0	0	1	0	0	1	0	0	0	1	0	3
5	重度障害者等包括支援	事業所数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
6	生活介護	定員数	9	21	0	0	50	109	170	210	140	98	215	1022
7	療養介護	定員数	0	0	0	0	0	0	0	150	0	0	0	150
8	短期入所	定員数	6	3	5	0	1	13	9	12	9	0	7	65
9	自立訓練（機能）	定員数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
10	自立訓練（生活）	定員数	22	15	0	0	0	20	0	0	0	10	0	67
11	宿泊型自立訓練	定員数	0	0	0	0	0	20	0	0	0	0	0	20
12	就労移行支援	定員数	20	86	0	0	20	0	0	0	0	0	6	126
13	就労継続支援 A 型	定員数	95	219	30	20	49	60	10	20	39	90	0	632
14	就労継続支援 B 型	定員数	135	244	20	40	70	40	120	90	70	25	60	914
15	就労定着支援	事業所数	1	5	0	4	1	1	0	1	1	5	1	20
16	共同生活援助	定員数	25	114	8	62	68	36	38	37	77	105	32	602
17	施設入所支援	定員数	0	0	0	0	0	70	120	204	50	0	75	519
18	自立生活援助	事業所数	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	2
19	計画相談支援	事業所数	2	8	0	5	2	1	3	2	3	8	2	36
20	地域移行支援	事業所数	1	5	0	4	1	1	0	1	1	5	1	20
21	地域定着支援	事業所数	1	5	0	4	1	1	0	1	1	5	1	20
22	児童発達支援	定員数	25	80	20	30	40	70	20	30	10	30	45	400
23	放課後等デイサービス	定員数	70	75	70	50	90	95	40	20	40	45	45	640
24	医療型児童発達支援	定員数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
25	保育所等訪問支援	事業所数	0	2	1	0	0	3	0	1	0	0	0	7
26	居宅訪問型児童発達支援	事業所数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
27	障害児相談支援	事業所数	2	5	0	2	2	2	2	2	2	8	1	28
事業所数			18	48	19	48	30	20	13	14	11	49	11	281
定員数			407	857	153	202	388	533	527	773	435	403	479	5,147

※事業所数・定員数：R5.3.31 現在

※地区は、第9期高齢者福祉計画及び介護保険事業計画の日常生活圏域の考え方に準じています。



4. 指定障害福祉サービス事業所実態調査結果の概要

(1) 調査の概要

①調査の目的

令和5年度に策定される第7期久留米市障害福祉計画及び第3期久留米市障害児福祉計画に記載するサービス量推計を確定するための基礎資料とし、また、久留米市の障害福祉・障害児福祉サービスの実態に即した提供状況、課題、解決策を明らかにするために用いる。

②調査設計

提供される障害福祉サービス種によって6種類の調査票を使用し、Eメールにて調査票データを配布した。調査票6種については下記の通りである。

- ・居宅系サービス事業所用調査票
- ・通所系サービス事業所用調査票
- ・入所系サービス事業所用調査票
- ・グループホーム用調査票
- ・相談支援事業所用調査票
- ・障害者基幹相談支援センター用調査票

③調査期間

11月14日（火）～11月29日（水）

④調査対象事業所

調査票種	発送数	回収数	回収率
居宅系サービス事業所用調査票	58	20	34.5%
通所系サービス事業所用調査票	156	97	62.2%
入所系サービス事業所用調査票	13	8	61.5%
グループホーム用調査票	33	19	57.6%
相談支援事業所用調査票	28	21	75.0%
障害者基幹相談支援センター用調査票	4	4	100.0%
計	292	169	57.9%

⑤調査結果利用上の注意

- ・集計は小数第二位を四捨五入しているため、回答比率の合計は必ずしも100%にならない場合がある。
- ・回答が複数になる場合、その回答比率の合計は原則として100%を超える。
- ・表、グラフに示す選択肢はスペースの関係で文言を短縮または簡略して表記している場合がある。
- ・グラフとして示したのものの中には、「無回答」を省略した部分がある。
 - ・数表、図表、文中に示すNは、比率計算上の基数（標本数）である。数表で、分析項目によっては対象者が限定されるため、全体の標本数と一致しないことがある。
 - ・文中の選択肢の表記は「」で行い、選択肢のうち2つ以上のものを合計して表す場合は『』とした。



(2) 主要な調査結果

①相談支援をしていて感じる障害福祉サービスの過不足感

相談支援事業所と障害者基幹相談支援センターに共通して、相談支援を行っている障害福祉サービスの過不足感を尋ねた。

上記2事業所種全体 (n=25) では、サービスの過不足感で『不足』が高いのは「行動援護」が64.0%で最も高く、次いで「身体介護」、「家事援助」、「同行援護」、「福祉型短期入所」が44.0%となっている。

	サービスの過不足感				比率 ①:②	その理由												対応不可人数 (上段:実数、下段:%)				
	全 体	① 『適 当・ 過 剰』	② 『不 足』	不 明		全 体	待 機 者 が 多 い か ら	人 材 が 不 足 し て い る	事 業 物 件 の 確 保 が 難 しい か ら	加 す る か ら 利 用 者 が 増 える	相 談 者 が 少 な い か ら	人 材 が 過 剰 だ か ら	得 る か ら 利 用 者 が 減 る	そ の 他	不 明	全 体	市 全 体 総 計	平 均	最 小 値	最 大 値		
身体介護	25	3	11	11	3:11	25	1	5	2	0	0	0	0	1	16	4	22	5.5	2	10		
家事援助	25	3	11	11	3:11	25	1	5	2	0	0	0	1	16	4	27	6.75	2	10			
通院等介助	25	6	6	13	1:1	25	0	6	1	0	0	0	0	18	2	8	4	3	5			
重度訪問介護	25	5	8	12	5:8	25	0	6	1	0	1	0	0	17	1	1	1	1	1			
同行援護	25	3	11	11	3:11	25	0	7	1	0	0	0	1	16	2	4	2	2	2			
行動援護	25	2	16	7	1:8	25	2	10	1	0	0	0	2	10	5	8	1.6	1	3			
生活介護	25	10	6	9	5:3	25	0	2	2	0	2	0	4	15	2	2	1	1	1			
自立訓練(機能訓練)	25	8	4	13	4:2	25	0	1	2	0	2	0	1	19	1	1	1	1	1			
自立訓練(生活訓練)	25	10	3	12	10:3	25	0	0	2	0	4	0	1	18	0	0	0	0	0			
就労移行支援	25	13	0	12	13:0	25	0	0	1	0	3	1	1	19	0	0	0	0	0			
就労継続支援(A型)	25	14	0	11	14:0	25	0	0	0	0	2	2	3	18	0	0	0	0	0			
就労継続支援(B型)	25	12	2	11	6:1	25	0	0	1	1	1	2	4	16	0	0	0	0	0			
就労定着支援	25	11	3	11	11:3	25	0	0	1	1	4	0	2	17	0	0	0	0	0			
児童発達支援	25	12	5	8	12:5	25	2	0	1	0	2	1	4	15	3	15	5	1	13			
放課後等デイサービス	25	13	3	9	13:3	25	1	0	1	2	0	3	5	13	1	22	22	22	22			
保育所等訪問支援	25	12	4	9	3:1	25	1	1	1	0	3	0	3	16	1	14	14	14	14			
居宅訪問型児童発達支援	25	5	7	13	5:7	25	0	3	0	0	2	0	2	18	0	0	0	0	0			
医療型児童発達支援	25	7	5	13	7:5	25	0	0	1	0	2	0	2	20	0	0	0	0	0			
療養介護	25	7	5	13	7:5	25	0	0	1	0	3	0	1	20	0	0	0	0	0			
福祉型短期入所	25	5	11	9	5:11	25	4	0	2	0	2	0	3	14	2	6	3	1	5			
医療型短期入所	25	4	9	12	4:9	25	2	0	2	1	1	0	2	17	2	3	1.5	1	2			
自立生活援助	25	7	7	11	1:1	25	0	1	0	1	3	0	3	17	0	0	0	0	0			
精神障害者の自立生活援助	25	6	6	13	1:1	25	0	4	0	1	12	0	0	17	0	0	0	0	0			
共同生活援助	25	10	4	11	5:2	25	0	0	2	1	0	2	3	17	0	0	0	0	0			
精神障害者の共同生活援助	25	7	4	14	7:4	25	0	0	2	0	8	0	3	19	0	0	0	0	0			
施設入所支援	25	6	10	9	3:5	25	4	3	2	0	0	0	3	13	7	15	2.14	1	4			
グループホーム	25	8	7	10	8:7	25	0	1	1	0	1	0	6	15	2	4	2	2	2			
地域相談支援(地域移行支援)	25	7	4	14	7:4	25	0	2	0	1	1	0	1	20	0	0	0	0	0			
精神障害者の地域相談支援(地域移行支援)	25	7	4	14	7:4	25	0	2	0	1	1	0	1	20	0	0	0	0	0			
地域相談支援(地域定着支援)	25	7	4	14	7:4	25	0	2	0	1	1	0	1	20	0	0	0	0	0			
精神障害者の地域相談支援(地域定着支援)	25	7	4	14	7:4	25	0	2	0	1	1	0	1	20	0	0	0	0	0			
計画相談支援	25	6	10	9	3:5	25	3	6	0	0	1	0	1	14	2	6	3	2	4			
障害児相談支援	25	4	10	11	2:5	25	3	6	0	0	0	0	1	15	1	1	1	1	1			

※上段:事業所数、下段:比率(%)

